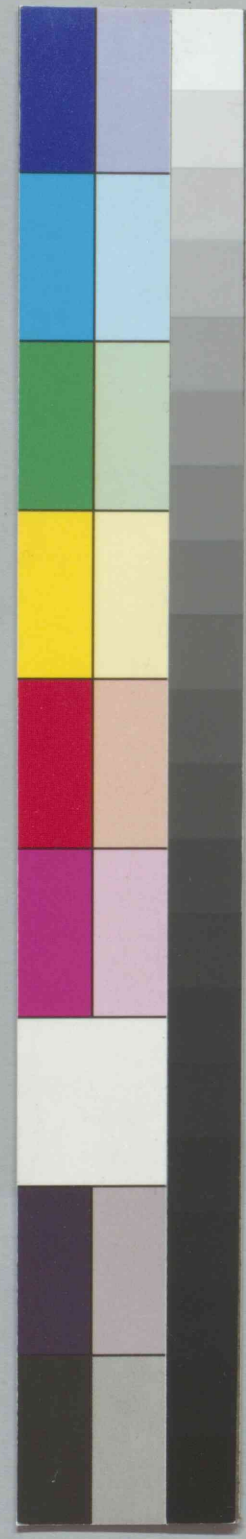


ヒトラー内閣の政策
第十編 税制政策
第一章 ドイツの財政

國政研究會

昭和十一年十一月

N 00
群馬県
中 島

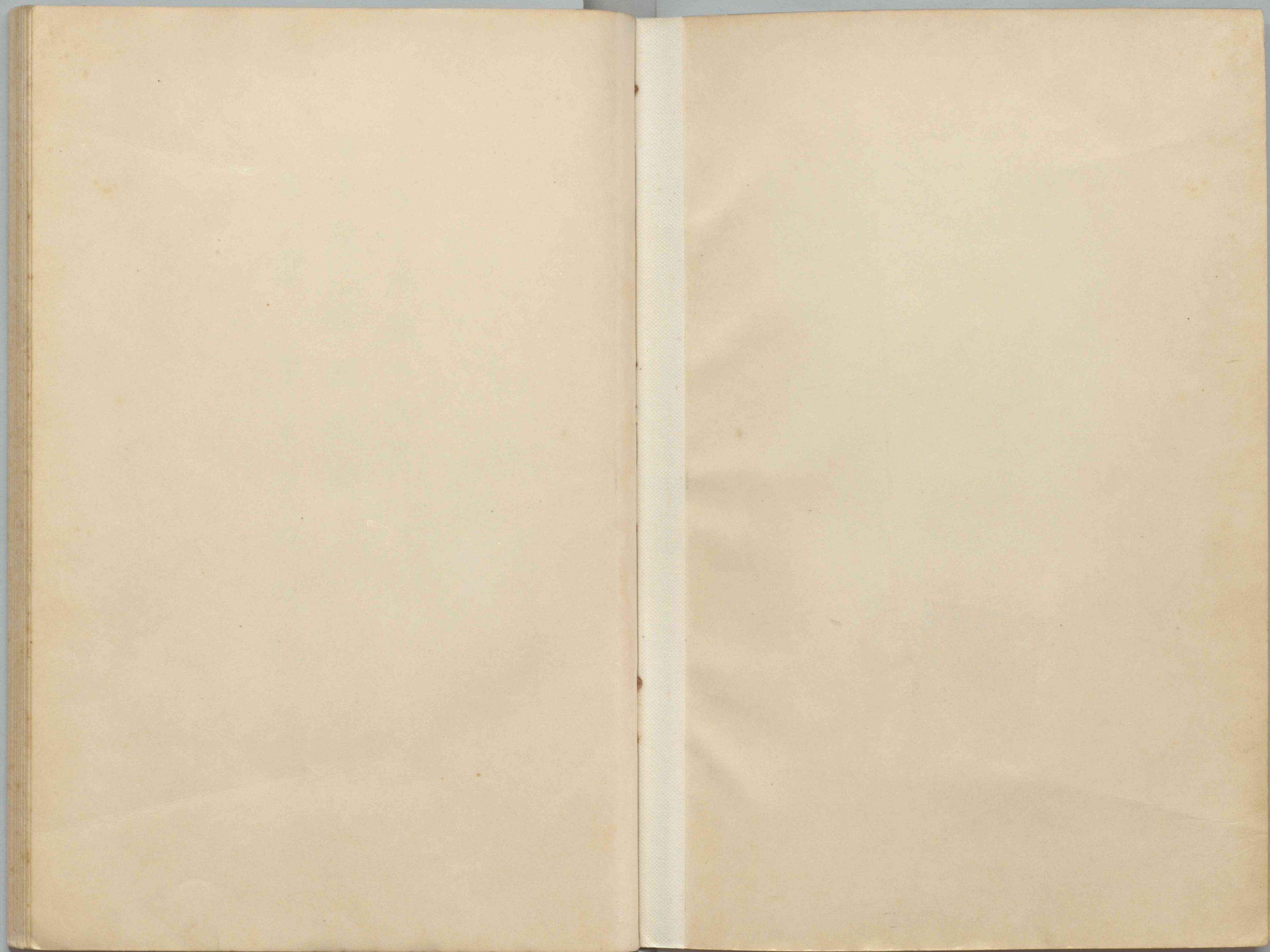


6401

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) 3008番



ヒトラー内閣の政策

第十編 税制政策

第一章 ドイツの財政

昭和十一年十一月十六日

國政研究會

目次

第十編 税制政策

第一章 ドイツの財政

一 ナチス以前の財政々策

一 租税収入の減少

一 租税収入(表)

二 財政の膨脹

二 ドイツに於ける全財政(表)

二 國家全債務(表)

二 ナチスの財政

一 國民經濟の振興

二 軍備擴張

五〇

二八

二八

二六

二一

一四

九

二

二

二

一

3. 歳計豫算及実績	七一
ア 一九三三年―三十四年度暫定國豫算	七七
イ 國豫算施行法	七八
1. 一九三三年―三十四年度國豫算	八三
ロ 一九三三年度國豫算法	八七
一 一九三三年度國豫算概要(表)	九五
ニ 一九三三年度実績(表)	九七
ウ 一九三四―三五年度豫算	一〇一
ハ 一九三四年度國豫算法	一〇二
一 一九三四年度豫算概要(表)	一〇
(1) 國民經濟振興の既定負担の概況	一一
(2) 再軍備費	一七
一九三四年度実績(表)	二五

エ 一九三五―三六年度豫算	二九
イ 一九三五年度國豫算施行法	三〇
ク 財政と公債	四〇
ケ 國債現在高(表)	五五
ドイツの財政に関する立法一覽表	六一

第十編 税制政策

ナチスの税制政策に關する根本原則はフエーゲルの聲明せる具體的政策の内に其の一端を明示し居り、即ち財政政策の内の一項目として「社會的國民的原則に立つ税制の根本的改革、消費者を間接税の負担より解放し、生産者を拘束的税金より解放すること」と挙げ居れるもの此なり、フエーゲルの聲明よりするときは租税無き國家の實現をその國家的政策の大目的となし居るもの、如し、乍併巨額の賠償金を負担し、經濟恐慌の影響に依りて各種産業は萎微し、失業群の増大せるドイツにありて、國家財政の次第に膨脹するの狀態に於て、果して此の租税なき國家を目標とする税制改革が実施し得るや否やは頗ぶる疑問なりしなり、勿論ヒトラー内閣成立以來賠償問題は一方的に之を解決し、利子奴隸制度

の打破につきては、利子負担の軽減、私的資本に對する利潤獲得の制限、産業の進展策、各種社會政策の実施等によりて、ナチスの標語とする「公益は利益に優先す」の最高原則に向つて歩一歩近づきつゝありたることは事實なるも、これを税制々度として具體的に実施するためには幾多の難関存在せり、ラインハルト大蔵次官が「ヒトラー内閣の財政々策の中心は第一に失業問題の解決に置かれざるべからず」と述べたることに於ても明瞭にて、各種國家的施設に基く國家財政の膨脹と、租税なき國家との実現は、往々にして相異なる二つの方向に向つて進まんとする矛盾せる結果を招来するの虞ありたり、殊にヒトラー内閣以前の増税につぐに増税を以てしたる財政々策の跡を承けたる場合に於て、税制の改正は特に重大なる問題なりしことは當然なり、故にヒトラー内閣の税制政策を説明するに當りては、先づナチス以前の財政状態

より記述するの要あり

第一章 ドイツの財政

一 ナチス以前の財政々策

1. 租税収入ノ減少

一九二九年以来の經濟恐慌の發生は經濟的基礎の薄弱なるドイツ經濟に對し影響する処最も多く、其詳細は既に各編に於て述べたるを以て省略するが、従つてドイツの財政上に極めて重大なる危機を齎したり、一九二八年—二九年度に於て國及地方税全体を通じ百三十一億八千五百万マルクなりし各種租税収入は、一九三一—三二年度に於て百十八億八千三百万マルクに減少し、更にヒトラー内閣成立の前年度に於ける一九三二—三三年度は百二億二

千二百萬マルクとなり、實に一九二八—二九年度に對比する時は二十九億六千三百万マルクの激減となりたり、(ドイツ景氣統計年鑑による)従て國の財政は常に赤字状態を継続し、國の負債は愈々増加するに至り、一九三三年三月三十一日に於ける國家の全公債總額は二百四十三億四千七百万マルクに達したり、勿論ナチス以前にありても一九二九年頃に至るまでは租税輕減に關する試み存在したりしも、恐慌の襲來以來失業救済費の如きは年々増加し、一九二八—二九年度の十四億七百万マルクは、一九三〇—三一年の二十七億三千四百萬マルク、一九三二—三三年の三十一億四千九百万マルクに達し、斯くして愈々減税の企圖はドイツ財政々策より抹殺せられ、危機脱出のために寧ろ増税に轉化せり、これ即ちヒトラー内閣成立に至る迄の狀態にして、一九三〇年度より諸税引上の状況を略述すれば次の如し

一九三〇年四月一五日増税法

ビール税七五%増徴、売上税〇・一%引上、鉱泉税新設、磁

油税新設

一九三〇年七月二七日財政經濟及社會窮迫除去の爲の大統領令

八千マルク以上の高額所得に對する五%の所得附加税新設

一九三一年三月三十一日に至る迄の所得に適用、官公吏、使用

人の非常犠牲税を國、郡及市町村の官公吏及使用人、國の資

本五〇%以上を支出する企業の吏員及使用人並休職手當恩給

受領者に對し税率二五%として適用、免除点を年額二十マル

ク未満に置き、一九三〇年九月一日より一九三一年三月三十一

日に至る間の俸給に課す、独身者所得税一〇%を新設、一九

三一年三月三十一日迄の賃銀俸給所得二千六百四十マルクを超

ゆるもの、其の他は二千百六十マルクを超ゆるものに課す、

煙草税納期繰上

一九三〇年一二月一日財政経済安定の爲の第一次大統領令
重役所得税附加税一〇%新設、一九三〇年度所得に適用、煙
草税増徴、独身者所得税及高額所得附加税を一九三一年度に
於ても継続適用、尚ほ直接國民所得に影響するものとしては、
官吏及國防省兵士の俸給並その遺族扶助料に対し一九三一年
二月一日より一九三四年一月三十一日迄六%の減俸、但大統領
及國務各大臣は最初の三ヶ月間は二〇%を減額し、更に即及
市町村吏員に準用す。

一九三一年六月五日財政経済安定の爲の第二次大統領令
危機税の第一として危機労賃税新設、俸給、給料及賃銀等
の非独立的労働收入の受領者にして所得税の源泉課税を受く
る者を納税義務者とし、所得額を標準として一%乃至五%の

源泉課税を爲す、但所得税法に於ける労銀税を免せらるる者
及大統領令に依り減俸せられたるものは免除す、第二として
危機賦課税を設け、右の危機労賃税義務者を除く一般所得税
義務者を納税義務者とし、〇、五%乃至四%課税、此の場合控除所
得額及家族軽減所得額の控除を行はず、所得税の賦課に際して決定を與へられざる所
得及課税年度内に一万六千マルクを超えざる勤労所得は免除す、
砂糖消費税増徴、売上税納期繰上、七月一日より官吏の俸給
恩給四%乃至八%減額

一九三一年一二月八日財政経済安定の爲の第四次大統領令
所得税納期繰上、売上税増徴即ち税率〇、八五%より二%に
引上げ、國外逃亡税新設

一九三二年六月一四日失業救済及社會保険の維持並市町村福利
負担軽減の爲にする大統領令

失業救済課金新設即ち一九三二年七月一日より一九三三年三月三十一日の間に取得したる一切の労働所得に対し一五%乃至六五%を課す、但危機労働賃税を廃止し危機賦課税のみと爲す、売上税に於ける免税額五千マルクの廃止、塩税の復活然るに以上に示したる如き租税制度上に於ける増税策は、國民經濟の不振を深化し、却つて租税収入を递减せしむるの結果を招来せり、夫れ等の情勢は次に挙げたる各種租税収入表に依りても明瞭なり

租 税 收 入 (單位百万マルク)

ドイツ景氣統計年鑑

ア 國税及関税

法 人 税	個人所得税計	其の他 個人所得税	資本收益税	債 銀 税	基 本 税 ⁽¹⁾
三八一九	三二五三八	一〇六四六	九四四	一〇九四八	一九二六
四七八〇	三七八四四	一〇一五二	一三四九	一三三〇八	一九二七
六〇八三	三二〇九七	一五二四一	一七〇七	一四一四九	一九二八
五五八五	三〇二五八	一四四一	一八八六	一三九六一	一九二九
四五〇〇	二七六〇七	一三二八五	一九四三	一三二八一	一九三〇
三〇四一	二一四三〇	一〇四三二	六八六	一〇三二〇	一九三一
一〇五八	一三三三六	五四三二	四〇九	七四八五	一九三二
二一〇〇	二九三〇	五二〇一	四二八	七三〇二	一九三三
三一九五	一七二〇四	七七四八	四六三	八九九四	一九三四

砂糖税	煙草税	貨物輸送税	旅客輸送税	保形險及手形税	資本流通税	相続税	臨時附加	財産税	結婚奨励課金
二八五・一	七一・四	一四三・七	一六八・三	八三・四	一六五・四	七九・七		三五九・四	
二二四・五	七九三・九	一七一・五	一七七・六	一〇一・〇	一四八・七	九七・六		四四一・九	
一五八・二	八七〇・五	一六八・三	一八五・八	一一一・八	一三一・〇	八二・九		四五〇・八	
一五九・〇	九一四・四	一七六・五	一八七・一	一一三・四	八九・八	九〇・二		五四二・二	
一六九・七	一〇五八・〇	一四二・五	一七七・七	一〇五・〇	五九・七	八五・四	三二八・〇	四五〇・一	
二三八・八	七九三・七	一一〇・七	一四二・一	一〇五・一	三二・八	七七・九	一九七・七	三七二・〇	
二八五・八	七六二・〇	八五・一	九四・〇	九三・二	二五・四	六二・〇	一三八・七	三三〇・三	
二七九・三	七四三・九	九四・六	八九・四	一〇三・〇	三〇・〇	七三・九	二〇・五	三〇七・三	一一・〇
三〇〇・〇	八〇二・六	一一七・七	九五・二	一三六・九	四四・五	七三・二	九七	三〇三・四	一一・〇

危険機稅	其他の國稅 ⁽²⁾	小計	ビール稅	鉦泉稅	稅馬及富籤稅	地租	動刀車稅	売上稅	
—		三九二・三	二四〇・八	—	六六・二	—	一〇五・三	八七五・八	一九二六
—		四七三・二	三六〇・二	—	七六・四	—	一五六・二	八七七・七	一九二七
—		五三三・七	三九六・九	—	八〇・三	—	一八一・四	一〇〇〇・一	一九二八
—		五三〇・四	四一八・八	—	八五・二	—	二〇九・五	一〇〇一・三	一九二九
八一・四		五〇八・五	四七三・三	一五・〇	九一・四	九〇・九	二〇八・九	九九六・二	一九三〇
二二一・三		一六九・〇	三六八・三	一二・五	八三・九	七〇・四	一九二・七	九九四・二	一九三一
一四一・七		三三三・三	二六〇・八	〇・三	六七・九	五九・三	一七二・一	一三五四・四	一九三二
五・七		三五八・五	二四二・一	〇・二	五五・八	五一・七	二一一・六	一五一六・二	一九三三
二・八		四四四・六	二六七・四	〇・一	五七・七	六三・六	一四四・四	一八七二・五	一九三四

計	其の他地方税	畜犬税	娯楽税	飲料物税	印紙税	地租附加	公民税	家賃税	營業税
三、五七、八九	八〇、三	六〇、二	七五、三	七三、一	—	二〇、四	—	一、四五、八七	六三、四
四、〇四、八二	八六、三	五八、五	七四、二	六二、二	—	二七、〇	—	一、六一、六九	七九、三九
四、二〇、〇〇	八〇、〇	五六、〇	七五、〇	七〇、〇	—	二五、八、〇	—	一、六三、〇〇	八九、六〇
四、三〇、〇〇	四四、二	五五、〇	七五、〇	八〇、〇	五〇、八	二三、〇〇	—	一、六二、五〇	九四、〇〇
四、三七、〇〇	五四、〇	四八、三	六四、〇	一〇九、七	四二、三	九二、四	四九、三	一、五五、〇〇	九五、五〇
四、〇五、〇三	六九、五	四五、四	五〇、九	二一四、四	三七、五	六九、八	一五、六、八	一、二七、二六	七四、七、四
三、五二、一、二	一五四、四	三八、九	四一、二	一六五、二	二八、三	五三、三	二五、〇、三	九二、五一	五四、四〇
三、七三、四、六	二二三、一	三五、三	三五、六	一六三、〇	二九、〇	四五、四	三五、五、八	九二、四、七	五三、八、四
三、六一、〇、九	四六、二	三三、〇	三四、九	一八五、七	三三、〇	五六、二	三九、八、三	九一、四、〇	五五、一、七

土地及建物税	計	小計	関税	其の他の税	屠畜税	脂肪税	酒精専売益金	
九九、二、五	七、一四、四、一	三、二二、〇、四	九四、〇、三	五六、四	—	—	二二七、二	一九、二、六
一、〇八、六、一	八、四四、九、二	三、七二、六、三	一二五、〇、八	四七、八	—	—	二六、一、〇	一九、二、七
一、一三、五、〇	八、九八、五、〇	三、六〇、八、三	一、一〇、四、六	四七、四	—	—	二九七、〇	一九、二、八
一、二〇、〇、〇	九、一三、七、一	三、八〇、一、〇	一、〇九、五、二	一九四、〇	—	—	二七、一、四	一九、二、九
一、四〇、五、〇	九、〇八、五、三	四、〇〇、〇、〇	一、〇八、三、〇	五二、一	—	—	二一三、一	一九、三、〇
一、三三、八、五、九	七、八三、三、八	三、六六、三、八	一、一四、七、四	四七、〇	—	—	一七七、二	一九、三、一
一、三二、〇、四	六、七、八、三、〇	三、三二、九、八	一、一〇、六、〇	六七、九	—	—	一三七、八	一九、三、二
一、三三、八、四、四	六、八七、七、六	三、二九、六、一	一、〇六、五、一	一二六、〇	—	一九六、五	一五〇、〇	一九、三、三
一、三三、五、九	八、二六、一、八	三、八一、五、三	一、一四、八、六	一五六、一	二〇、二、八	二三八、八	一七七、〇	一九、三、四

1. 郡及市町村税

調整金	合計	特別収入	対外戦債	國全収入
一九二六	一〇七、三三〇	七五九七		二、四八二、七
一九二七	一一四、九七四	八八〇〇		三、三三七、七
一九二八	一三一、八五〇	九五八〇		四、一四一、四
一九二九	一三三、四三七	五六三、八		四、三〇〇、九
一九三〇	一三三、四五五	六六〇〇		四、四一五、三
一九三一	一三八、八三一	二一七、五		二、二〇〇、六
一九三二	一〇三、二五五	七〇〇		一、〇二九、五
一九三三	一〇六、三一〇	七〇〇		一、〇六九、〇
一九三四	一一八、九一五			二、一八九、一

二、財政の膨脹

國民經濟の悪化、財界の不況に伴ひて収入の激減を示すに至るや、政府も亦中央及地方を通じて經費の節約を行ひたり、ドイツ景氣統計に掲げたるものに依れば

一九二九—三〇年度	二〇、八七一、大
一九三〇—三一年度	二〇、四〇五、七
一九三一—三二年度	一六、九七七、三
一九三二—三三年度	一四、五三四、九

にして年々歳出を減額し、一九三二—三三年度の歳出を一九二九—三〇年度のものに對比するときは、実に六十三億三千六百余万マルクの節約額となりて現はれ居れり、右の内にて最も多くの節約を爲されたるものは人件費にして

年度	計上額	前年度に対する減額
一九二九—三〇	五、七二〇、大	
一九三〇—三一	五、六八三、八	(一) 三六、八
一九三一—三二	五、一五六、大	(一) 五二七、二
一九三二—三三	四、六七三、五	(一) 四八三、一
四ヶ年間計		(一) 一、〇四七、一

右の表に於て見る如く四ヶ年の間に、人件費の總減額は一億四千七百万マルクに達したり、是等は凡て上述せる官公吏俸給及恩給等の減俸に依りて行はれたるものなり、乍併中央及地方を通じたる全財政即ち歳入歳出の対比より看る時は、

一九二九	三〇年度	(歳出に対する歳入率)	九六・二%
一九三〇	三一年度	"	九七・五
一九三一	三二年度	"	九六・九
一九三二	三三年度	"	九四・八

に當り、増税と歳出の節減を爲したるに拘らず、歳入率は良好ならず、一九三二—三三年度の如きは歳出に対し歳入は僅かに九四・八にして、財政の極めて窮迫せるを示し、換言すれば國の財政の膨脹せることを物語るものなり、而して更に之を他の方面より詳細に検討するに、歳出の斯く歳入に比し増大したるの所以は、

國民經濟の悪化と産業不振の結果につれて、失業群の増大を来たし、之れを救済するために節減するを得ざる経費の支出嵩みたるに依る、即ち失業救済費は次の如く一九二九—三〇年度以降急激に増加せり

一九二九—三〇年度	一七二五・八	百万マルク
一九三〇—三一年度	二七三四・九	
一九三一—三二年度	三〇九〇・七	
一九三二—三三年度	三一四九・四	

而して歳入減少に依る赤字財政を補填し、就中各種社會施設を遂行するためには、最早や増税に依るを得ざるを以て、公債に依存せざるべからず、勿論此の間にありてパーペン内閣の減税に代はる租税證券制度を以てする有名なるパーペン經濟計画、引續きマシユライヘル内閣のゲーレケ計画等ありたるも、ドイツの國家

財政を改善するを得ず、また國民經濟を好轉せしむることを得ざりしなり、國家の債務となるべき公債は毎年増發せざるを得ざるの狀態に立ち至れり、一九三〇年以來の公債、債券及國庫証券等につき、各年度の三月三十一日現在の狀況は次の如し。

年 度	全 債 務	前年度に対する増減
一九三〇年	二一、三一八、五 <small>百万マルク</small>	—
一九三一年	二四、〇二二、一	(+) 二、七〇三、六
一九三二年	二四、一七七、一	(+) 一、五五〇、〇
一九三三年	二四、三四七、〇	(+) 一、六九九、九
四ヶ年合計	—	(+) 三、〇二八、五

公債類なる國家債務の増加傾向は右の數に現はれたる如く、四ヶ年間に於て實に三十億二千八百余万マルクの巨額に上るが、其の理由は單に公債政策上よりのみ見るときは、旧公債の償却の低

位なるに對し、内外よりする新規公債發行は常に高位なるにあり、換言すれば中央及地方を通じて旧債務を償却するの財政狀態に違せざるに對し、各種の施設に要する支出増大し、國家はその租税收入、其の他の歳入を以て負担するを得ず、公債の發行に依存するの余儀なきに至れるを示すものなり。

新旧公債の増減率

年 度	旧 公 債	新規公債	前年度に対する増減	
			旧	新
一九三〇	五、四〇七、六 <small>百万マルク</small>	一五、〇〇九、七 <small>百万マルク</small>	—	—
一九三一	五、二七三、一	一七、九八〇、〇	(-) 一三四、五	(+) 二九七〇、三
一九三二	五、〇六二、六	一八、三三七、三	(-) 二一〇、五	(+) 三九三、三
一九三三	四、八五八、〇	一八、七五四、七	(-) 二〇四、六	(+) 三八一、四
四ヶ年合計	—	—	(-) 五四九、六	(+) 三、七四五、〇

事實問題に於ても右の表は一九三〇年より一九三三年の四ヶ年
 間に、旧公債の償却は僅かに五億四千九百万マルクなりしに對し
 新規公債の増加は約その七倍なる三十七億四千五百万マルクに達
 し、差引約三十一億九千五百万マルクの発行増となり居れり、乍
 併此間に於て若し低利借換等行はれたるものとせば、國家の財政
 はその強大なる負担に煩はざるゝことなく、同時に金融及資本市
 場を利戟して、産業の発達、各種事業の進展に資するを得、國民
 經濟を改善するを得たりしものなるべきが、此の窮迫し膨脹せる
 財政状態の儘ヒトラノ内閣に引継がるゝに至れり

ドイツに於ける全財政 (單位 百万マルク)
 ドイツ景氣統計年鑑

計	其の他の支出	内外戦債	負債償還費	建築土地購入等	貸付金及 事業資金構成	軍事関係費	人件費	歳出	
								歳入	歳出
一七、二〇〇・八	六、一ニ六・九	一三、〇九五	六、〇九四	三、二二四・九	一、四一〇・一	四、五二〇・〇	一九二六	一九二七	
一八、八〇〇・九	五、九三二・七	一七、七九二	九、一八八	一、八六一・二	一、七七一・〇	五、〇八五・六	一九二七	一九二八	
二〇、八〇〇・三	六、四九三・四	二一、五八八	一、二〇六・九	一、七七八・二	一、七七一・五	五、六四四・〇	一九二八	一九二九	
二〇、八七二・六	六、五五五・九	一九、六四二	一、三三三・一	一、七七七・四	一、八八九・〇	五、七二〇・六	一九二九	一九三〇	
二〇、四〇五・七	七、五二八・三	一八、七九一	一、三三九・七	一、一六八・八	一、二二四・一	五、六八三・八	一九三〇	一九三一	
一六、九七七・三	七、二八四・三	一五、六〇七	一、三三九・七	一、一六八・八	一、二二四・一	五、一五六・六	一九三一	一九三二	
一四、五三四・九	六、五七一・四	一八、二七	一、一八六・〇	四七三・〇	二九六・〇	一、一五一・三	一九三二	一九三三	

歳入

歳入歳出比較 (%)	計	其の他の収入	貸付金収入	硬貨鑄造益金	國有財産収入	関税	租税	行政諸収入
100.0	17,285.6	9,191	1,647.8	63.6	1,057.0	940.3	1,073.5	1,922.7
99.8	17,187.6	7,967	1,826.7	273.5	1,038.1	1,250.8	1,998.5	1,927
94.3	16,213.1	7,855	1,680.7	182.7	1,211.8	1,104.6	2,153.8	1,928
96.2	16,081.6	2,334	1,851.6	65.0	1,272.3	1,095.2	2,290.3	1,929
97.5	16,888.5	7,778	1,100.7	26.1	1,608.7	1,182.9	2,244.4	1,930
96.9	16,457.5	2,103	546.4	353.9	1,092.6	1,147.3	2,073.0	1,931
94.8	16,378.0	1,436	344.9	105.6	1,074.3	1,106.0	1,833.0	1,932

石の内 國の歳入歳出

歳入	歳出	歳出対歳入比較 (%)
6,564.4	7,153.9	108.9
7,153.9	8,375.1	117.2
8,375.1	8,041.9	96.1
8,041.9	8,167.3	101.5
8,167.3	6,622.9	81.1
6,622.9	5,588.6	84.4
5,588.6	5,731.7	102.5

郡の歳入歳出

歳入	歳出	歳入歳出比較 (%)
3,696.8	3,977.1	107.6
3,977.1	4,184.3	105.3
4,184.3	4,142.6	99.0
4,142.6	4,041.9	97.5
4,041.9	4,031.1	99.7
4,031.1	3,494.8	86.7
3,494.8	2,960.9	84.7

市町村及市町村組合歳入歳出

歳	出	入	歳入歳出比較	歳出対歳入率 (%)
一九二六	六四三七四	六三八六八	(一) 五〇七	九九二
一九二七	七一〇六一	七一二八五	(二) 三三四	一〇〇三
一九二八	七六二〇〇	七五四〇文	(三) 七九文	九八九
一九二九	八〇三〇四	七七一三一	(四) 三七一	九六一
一九三〇	七五八三九	七三二五四	(五) 二五八	九六六
一九三一	六三六〇六	六〇九三三	(六) 二六七	九五八
一九三二	五四〇八一	四九五一文	(七) 四五六	九一六

次いで國の郡及市町村に対する交附金並失業救済費は次の如し
 郡及市町村に対する國交附金 (單位百万マルク)

年度	交附金額	年度	交附金額
一九二四	二、六二九・五	一九二五	二、五四一・五

一九二六	二、五三二・五	一九二七	三、〇一八	一九二八	三、四一一・五	一九二九	三、二九二・九	一九三〇	三、〇五〇・三
一九二六	三、三一一	一九二七	三、三三二	一九二八	三、三三三	一九二九	三、三三四	一九三〇	三、三五四
一九二六	二、三一七・七	一九二七	一、七二二・九	一九二八	一、八九〇・二	一九二九	一、八九〇・二	一九三〇	三、四九四・七
一九二六	六〇九二	一九二七	一、四〇七・四	一九二八	一、四〇七・四	一九二九	一、四〇七・四	一九三〇	一、四〇七・四
一九二六	二、七二五・八	一九二七	二、七二五・八	一九二八	二、七二五・八	一九二九	二、七二五・八	一九三〇	二、七二五・八

失業救済費 (單位百万マルク)

年 度	失業保険に依るもの	危機救済	確、認、福、給、與	未、確、認、福、利、給、與、失、業、救、済	失、業、及、危、機、追、加	困、窮、勞、働、者	計
一九二七—二八	四八三一	七五七	四五〇	—	五四	—	六〇九二
一九二八—二九	一、一五八・八	一、二三八	一、一五四	—	九四	—	一、四〇七・四
一九二九—三〇	一、三五六・七	一、八九一	一、六六〇	—	一三〇	—	一、七二五・八
一九三〇—三一	一、八四〇・六	四、五九三	四、一六三	—	一八七	—	二、七二五・八

年次	失業保険に依るもの	危機救済	確認福利給與	未確認福利給與失業救済	失業及危機追加	困難労働者	計
一九三一—三二	二二八・八〇	九〇・五二	八六・七七	—	三五・八	—	三〇九・〇七
一九三二—三三	八七・一	八八・五六	二二・三三五	一一・九〇	四〇・二	—	三二四・九四
一九三三—三四	三六・〇八	七七・九二	九七・四七	二二・一一	四三・四	—	三三六・九二
一九三四—三五	三七・八六	五三・五九	五四・〇〇	一七・四七	三一・四	一〇・七	一六七・一三

尚ほ國家の債務は次表の如し

國家全債務 (各年三月末現在) 單位 百万マルク

年次	新規公債	旧公債	証券及國庫証券	小計
一九二八年	—	五・七二二一	一・一七三六	六・八九五七
一九二九年	—	五・五五七六	六・〇四五五	六・六〇三二
一九三〇年	—	五・四〇七六	九〇・一二	六三・〇八八
一九三一年	—	五・二七三一	七六・九一	六〇・四三一
一九三二年	—	五・〇六二六	七四・一三	五八・〇三八
一九三三年	—	四・八五八〇	七三・四三	五五・九三三

年次	新規公債	外債		内債		小計	合計
		長期	短期	長期	短期		
一九二八年	—	一・九一七三	—	三・三六三三	二・一八三二	七・七〇三八	一四・五九八六
一九二九年	—	二・一〇〇七	—	五・〇七五四	四・一八七一	一・五五六〇	一八・七五九二
一九三〇年	—	二・〇五五九	—	六・三九二七	六・〇二一九	一・五〇〇九七	二一・三一八五
一九三一年	—	三・九六三六	—	七・四八七五	五・六九三三	一七・九八〇〇	二四・〇二三一
一九三二年	—	三・八八六七	—	七・八〇二六	五・八九一一	一八・三七三三	二四・一七七二
一九三三年	—	三・七九一九	—	七・七八四九	六・四八九五	一八・七五四七	二四・三四七〇

備考 以上各表はドイツ景氣統計年鑑に依る

二、ナチスの財政

1. 國民經濟の振興

ヒトラー内閣は既に述べたる如く政治的、経済的更に深刻なる精神的苦悩の中に出現せり。戰敗國としての莫大なる賠償金及その後の多大なる外債の負担の外に一九二九年秋ウォール街に始まる此る世界不況の下にありては、ドイツの經濟は最も甚だしき影響を受け、工業國ドイツの輸出貿易の不振は國內生産の減退を来たし、次の表の如く一九三二年に至るまでは一途に低下へと辿りつ

國內生産 (一九二八年を一〇〇とし)

年 度	生産財	消費財	計
一九二九	一〇二・四	九六・六	一〇〇・一

一九三〇	八四・三	九一・〇	八七・〇
一九三一	六二・三	八一・七	七〇・一
一九三二	四七・三	七四・一	五八・〇
一九三三	五六・一	八〇・〇	六五・七
一九三四	七六・一	九三・〇	八二・九

右の結果は失業群の増大、國民所得の減少、貯蓄と消費の減退、物價の下落へと循環し、その破綻窮乏の跡を引受けたるはヒトラー内閣なりしなり、試みに失業者数及國民所得の趨勢を示せば次の如し。

年 度	失業者数	國民所得
一九二九年	一、八九二	一、八九二
一九三〇年	三、〇七六	三、〇七六
一九三一年	四、五二〇	四、五二〇

千人

一九三二年 五五七五 十人
 一九三三年 四八〇四
 一九三四年 二七一八

國民所得

全所得	農林	商工	勤勞	其の他	一人當り
一九二九 七五、九四九 <small>百マルク</small>	五四八七	一、七六八	四三、〇四五	一五、六四九	一、一八七 <small>マルク</small>
一九三〇 七〇、二二三	四九五〇	九、九五〇	三九、八五一	一五、四七二	一、〇九二
一九三一 五七、四五八	四、三七五	七、五〇〇	三三、三七八	一三、二〇五	八八九
一九三二 四五、二六六	三、八五八	六、〇〇〇	二五、七一	九、六九七	六九七
一九三三 四六、四八九	四、二一〇	六、四二〇	二五、九八〇	九、八七九	七一三
一九三四 五三、四五四	五、一二〇	六、九〇〇	二九、五〇三	一〇、九三一	七九九

斯く國民經濟の不況にして深刻し行くの際、國家財政も亦悪化せざるを得ず、然かもナチス以前の財政歳入は租税收入特に所得税、売上税及諸消費税に依存したるため、生産と所得と消費との減退は歳入の減退となりて現はれ、更に失業の増大に伴ふ社會費支出の増増を、租税の増徴に俟ち、或は他の歳出節減に依りたるも、國庫は年々悪化して國家債務の増大となりたることは、前項に於て述べたる如きり、此の状勢を打開せんとしてヒトラー内閣の執りたる政策は、先づ國民經濟の振興に置かれたり、國民經濟振興につきて実施されたる諸政策の内容は、既に本調査の各編に於て具体的に説明したる如きを以て、茲に於ては重複の虞あるも再び財政々策としての方面より説明することゝす、言小迄もなくナチス以前の財政々策は國民經濟の振興を度外視したる消費的財政に過ぎざりしが、ヒトラー内閣の執らんとしたるものは、

生産的信用を主体とする財政々策にして、その間多少の犠牲を拂ふことあるも、國家財政を健全化せんが爲の政策なりしなり、故に國民經濟の振興は健全財政の基調を爲すものなり、斯くして第一に試みられたるものは、所謂ラインハルト計画として知られたる大規模なる授職政策の実施なり、これを國家的に規制したるものは既に社會政策編に於て述べたる第一次及第二次失業減少法なりとす、勿論結果的に見るときはナチス以前にありても失業救済策は存在したりしも、それ等は單なる救済及給與に留まりて、積極的の授職作業に非らざりしなり、只だ形式的にはヒトラー内閣に於ても之等のナチス以前に行はれたる諸計画を引継ぐに至りたるを以て、財政的負担となれることは事實なり、今ヒトラー内閣の引継ぎたる國及公法的諸機關の行小國民經濟振興措置と、ヒトラー内閣自体に於て計画せるものとを合したる財政上の負担を總

括的に述べれば次の如し

(1) 國家の措置

(ア) 一九三三年一月三十日前決定のもの

郊外小住宅建設(一九三三年十二月第一次建設割當)

四八
百万マルク

住宅修繕利子補給(一九三二年三月)

パーペン計画(一九三二年六月)

郊外小住宅建設(第一二次建設割當)

住宅修繕補助金

自己住宅建設貸付(一九三二年九月)

ケーレケ緊急計画(一九三三年一月)

住宅修繕補助金

小計

八八三

(1) 一九三三年一月三〇日以後決定のもの

郊外小住宅建設 (一九三三年三月建設割当) 一〇〇

パーペン計画追加 (一九三三年二月) 一〇〇

ゲレケ緊急計画追加 (一九三三年七月) 一〇〇

第一次ラインハルト計画 (一九三三年七月) 一〇〇

貸付金及補助金 一〇〇〇

日用品購買証券 七〇

第二次ラインハルト計画 (一九三三年九月) 五〇〇

建築補助金 三六〇

利子補給証券 二一四〇

小計 三〇二三

(2) 公法的諸機関の措置

國鐵道會社	一〇五六六	一六二六	九九一
國遞信事業	一〇二二	一〇二二	一一一
國自動車會社	一〇二二	一〇二二	三五〇
國職業紹介及失業保険局	一〇二二	一〇二二	七
自己住宅建設貸付	一〇二二	一〇二二	五六八
土地開拓	一〇二二	一〇二二	二〇二七
合計	一〇二二	一〇二二	五〇五〇

即ちヒトラー内閣は一九三三年一月三〇日に成立以來ニヶ年半の間に、五十億マルクを突破するの莫大なる支出を爲し、國民經濟の振興と刺戟とに役立たしめんとせり。此等の巨額なる經費を歳入歳出の不均衡を大ならしめつゝ、ある國庫状態に於て、如何にして支出せるやはヒトラー内閣の財政を考究するに於て最も興

味ある如なり、元来租税國庫取得分は本章の冒頭に於て示したる
 如く、激落の一途にあるを以て普通歳計の收入に於ては到底支弁
 するを得ず、又公債の應募に因らんとせば、當時の長期資本市場
 は著しく高率にして、他方國民經濟の不振は國民所得と國民貯蓄
 とを減退せしめつゝあり、次の表に於ても明瞭なる如く、起債の
 途も亦塞がれ居たりしものなり

貯蓄（貯蓄金庫）状況

年月	貯蓄預金	振替残高
一九三一年三月	一、一、〇、四、四 <small>百カマルク</small>	一、七、六、八、六 <small>百カマルク</small>
六月	一、一、〇、七、四	一、六、八、〇、六
九月	一、〇、二、一、九	一、四、九、二、九
十二月	九、七、二、二	一、四、七、九、四
平均	一、〇、五、九、六	一、六、二、六、四

年月	貯蓄預金	振替残高
一九三二年三月	九、九、五、〇	一、五、四、〇、五
六月	九、八、〇、〇	一、四、九、五、一
九月	九、七、三、〇	一、四、四、三、二
十二月	九、九、一、七	一、三、六、五、一
平均	九、八、四、四	一、四、八、〇、六
一九三三年三月	一、〇、三、九、六	一、三、四、九、一
六月	一、〇、四、六、七	一、三、七、一、二
九月	一、〇、五、六、一	一、四、三、三、二
十二月	一、〇、八、〇、八	一、四、九、二、九
平均	一、〇、五、〇、八	一、四、〇、九、三
一九三四年	一、一、八、六、三	一、六、四、三、四
一九三五年九月	一、三、二、三、八	一、九、四、五、八

利子歩合（公的機関）

年	月	日	歩	月貸利率	四半%（天%）抵當証券利率
一九三一年	三月		五・三	六・四	七・一
	六月		七・〇	七・〇	七・二
	九月		九・四	九・一	八・五
	十二月		八・四	九・五	—
平均			八・三	八・七	七・一
一九三二年	三月		七・五	七・四	—
	六月		五・八	六・四	九・九
	九月		五・九	六・二	八・九
	十二月		五・〇	五・七	七・八
平均			六・二	六・七	八・九
一九三三年	三月		五・一	五・七	七・一

年	月	日	歩	月貸利率	四半%（天%）抵當証券利率
一九三一年	六月		五・一	五・七	七・四
	九月		五・一	五・七	七・六
	十二月		五・一	五・六	六・七
平均			五・一	五・七	七・二
一九三四年			四・六	五・〇	六・六
一九三五年	一月		三・四	三・五	四・七

下併ナチス政府は長期市場の恢復を待つ余裕なく、國民經濟振興策を短期信用を以てその財源を賙小の方法に依りたり。勿論短期信用を以て財源を捻出するの手段は、其の一部をナチス以前の内閣に於ても之を見出すことを得、パーペン計画にありては、公共事業の主体に対し物資を供給するものは商業手形を振出し、事業主体の裏書を受けたる後之を市中銀行に於て割引かせ、銀行は更に國銀行に於て之の再割引を求め、國庫は右の手形に対する

保証義務に基きて方針中より之を償還し、然る後事業主体より年賦償還を求むるの仕組をとり、其の後のゲレーケ計画にては特殊なる租税証券の発行により國は單に保証を約するに止らず、該証券を担保として國銀行に寄託し、償還毎に担保証券の返済を求め銷却する方法に依りたり、而してヒトラー内閣の財源は極めて膨大なるものなりしが、十億七千万マルクを要したる第一次ラインハルト計画にては、十億マルクを労働國庫証券の発行により、七千万マルクは日用品購買証券の公布に依り、日用品購買証券は直接一九三三年度の豫算に依り償還せられ、第二次ラインハルト計画の経費は建物修繕補助金五億マルクを一般歳計中より支弁すると共に、利子補給の目的を以て三億六千万マルクの利子補給証券を発行し、六ヶ年に亘る後年度豫算中より毎年六千万マルク宛計上銷却すること、せり、一般に之を「見えざる豫算」と稱せ

らるゝものなり、是等の實際上に於ける手続は、社會政策（第十編）授職（第一章）に説明せる如なるも、財政上の問題として中心となれる労働國庫証券の仕組を記述す

十億マルクを限度として発行せられたる労働國庫証券は、先づその値下りを防ぐために毎年四分の割増を付し、一九三三年度以降五ヶ年間に五分の一宛償還せらる、國は該証券をドイツ公共事業會社、ドイツ土地建物銀行、ドイツ住宅銀行及ドイツレンテンバンク、クレデット・アンシユタルト等の公共信用機関に交付し、かくして該機関は更に之を國銀行に寄託す、元来第一次ラインハルト計画は公共團體に於て土木事業を行ひ、國は之に貸付金乃至は補助金を交付するものなるが、交付金は直接公共團體に手交せらるゝことなし、然るに國労働大臣は公共團體の提出したる事業目論見書を認可すると共に

事業は直ちに開始せらるゝ爲め、現金なき事業主体は事業の支拂を凡て手形に依る、斯くて事業主体より注文を受けたる土木業者は支拂を受けたる右手形即ち労働雇傭手形を必要に應じて振出し、前記各公共信用機関の引受を求め、事業當事者の裏書を受けたる後、之を市中銀行に於て割引、以て請員代金を回収す、當時は既に示したる如く経済界の沈滞せるの時期なりしを以て、市中銀行は國庫の保証と國銀行の再割引適格とを有する此の優良手形を喜んで割引き、預金債務の担保となし、資金の必要生ずる毎に之を國銀行に於て再割引を受けたり、以上は要之労働國庫証券を担保として國銀行は融資を爲したると同一にして、更に労働雇傭手形は三ヶ月間を満期とするも、四回の切換を許容せらるゝを以て、振出の日より十五ヶ月を経過したる後、國の一般會計により償還せら

此、償還額に應じて担保發行たる労働國庫証券もその額だけ回収銷却せらる、尚公共團體に対する貸付金は平均二十ヶ年を以て割賦として國に償還せらる、即ち此の事業貸付の返還金、結婚奨励貸付の返還金及國民的労働促進寄附金は労働國庫証券償還の担保として設定せられ居る訳なり、

以上に依リトラノ内閣の事業資金調達の一般は明瞭となり、それが更に金融及資本両市場を潤したることを示すものなるが、「見えざる豫算」の意味は、國は右の如く國銀行より短期信用を得て大規模なる國民経済振興策を実施するも、直接豫算の上で現はるゝものに非ず、事業は國の方針に依り遂行せられ居るも、此の間その効果の顕現したる程度により、即ち歳出入の改善するを待つて之を償還せんとするが爲めなり、それ故資金調達の方面よりするときは、これを「事前金融」若くは「中間金融」と呼ばる、

直接一般會計に依りたるものと、石中間金融調達に依りたるもの
 とを、國民經濟振興措置經費に於て分類すれば次の如し。

一九三三年一月三〇日以前の措置	中間金融調達	一般會計支出
郊外小住宅建設	百万マルク	四八
住宅修繕利子補給		二
パーペン計画	一八八	
郊外住宅建設		二五
住宅修繕補助金		五〇
自己住宅建設貸付		二〇
ゲレレケ緊急計画	五〇〇	
住宅修繕補助金		五〇
一九三三年一月三〇日以後の措置		

郊外小住宅建設	一〇
パーペン計画追加	一〇〇
ゲレレケ緊急計画追加	一〇〇
第一次ラインハルト計画	
貸付金及補助金	一〇〇〇
日用品購買証券	七〇
第二次ラインハルト計画	
建築補助金	五〇〇
利子補給証券	三六〇
計	一八八八
	一一三五

右の表の内十八億八千八百万マルクの中間金融は、ドイツ公共
 事業會社以下の公共信用機関に於て引受けたるものなるが、その
 割合は一九三四一三五年分に至るもの迄は左の如くして行はれ

計	其の他	ドイツ住宅銀行	ドイツクレジット・バンク シュタット・アム・ドイツ	ドイツ土地銀行	ドイツ公共 事業会社	引受額	
						引受豫定額	引受承認額
一八八七・八	二〇・〇	五三〇	三三六・〇	二一九八	一二五七・〇	一九三二 一三三三 年度 三三七	一九三三 一三三三 年度 三八九・九
一八三四・八	二〇・〇	四四一	三三六・六	二一七・八	一二二二・三	一九三四 一三三三 年度 三三七	一九三五 一三三三 年度 三八九・九
	(約) 五・〇	—	—	—	—	一九三三 一三三三 年度 三八九・九	一九三四 一三三三 年度 三八九・九
	(約) 一・五	—	—	—	—	一九三三 一三三三 年度 三八九・九	一九三四 一三三三 年度 三八九・九
	三・五	一八・五	一五五・五	一四五・八	五八六・四	一九三三 一三三三 年度 三八九・九	一九三四 一三三三 年度 三八九・九
	二〇・〇	二八・五	三〇九・〇	一六五・〇	一〇一四・〇	一九三三 一三三三 年度 三八九・九	一九三四 一三三三 年度 三八九・九
計	二〇・〇	二八・五	三〇九・〇	一六五・〇	一〇一四・〇	計	計

見えざる豫算といふも、國が一時短期信用を以て融資したる以上は、之を後年度の一般會計に於て計上銷却せざるべからず、唯だ豫算に計上するに當りては、事業の直接名稱に依らず、その使用目的に従ひ労働者所管労働雇傭費及住宅建設費等の項目中に、

恰も當該年度内に支出せられたるが如く計上し、短期債務の銷却として國債務の部門中に計上せられざる点に異点を認むるのみ、乍併何にしても歳出項目中に組入れらるゝ金額は、夫々の計畫の決定せられたる當時より既にその支出は豫定せられ、短期信用によりその向の支出計上を繰延べたる事に過ぎず、これ既定負担たるの所以にして、豫算に豫定せらるべき基礎となる事業年度別割當負担は次の如し

パーペン計畫	一九三三年度	一九三四年度	一九三五年度	一九三六年度	一九三七年度	一九三八年度	計
國庫手形償還 (手数料を含む)	七二・〇	一七五・〇	五六・〇	—	—	—	三〇二・〇
租税証券 (割増金を含む)	—	三一・〇	三二・四・〇	三三・三・〇	三四・八・〇	三六・〇・〇	一六八・〇・〇
ゲイレケ計畫	—	—	—	—	—	—	—

計	日用品購買券償還	同手数料	労働国庫証券償還	第一次ラインハルト計画	同手数料	租税証券償還	
一九三三年度	四五・〇	七・〇	一		二〇・〇	一	一九三三年度
一九三四年度	二〇・〇	四一・〇	三〇・〇		三四・五	四〇・〇	一九三四年度
一九三五年度	一	四〇・〇	二四二・〇		二三・〇	一四〇・〇	一九三五年度
一九三六年度	一	二五・〇	二四二・〇		一六・〇	一四〇・〇	一九三六年度
一九三七年度	一	一五・〇	二四三・〇		八・〇	一四〇・〇	一九三七年度
一九三八年度	一	五・〇	二四三・〇		一・〇	一四〇・〇	一九三八年度
計	六五・〇	一三三・〇	七〇〇・〇		一〇二・五	六〇〇・〇	計

備考、租税証券は中間金融に入りざるも、後年度租税収入中より之を控除せる、點に於て既定買担の計算に合まるべきものとせり
 更に國家以外の公法機關に於ける融資方法は國職業紹介及失業保険局に在りて當該年度の一般會計により経営しつゝある外、其の他は主として國と同様中間金融の方法に依り居れり。

計	自己資金支出	中間金融調達
九十九	五十六	四十三
國鐵道會社	八十六	八十六
國逓信事業	三十四	三十四
國自動車會社	五	五
國職業紹介及失業保險局	七	七
自己住宅建設	七	七
土地開拓	八	八
計	九十九	九十九

今その中間金融の循環的経過を例示すれば、國鐵道會社ノ如きにありては、パーペン内閣當時の租税証券制度に依る運輸税拂戻の結果、約一億八千万マルクの租税証券を取得したるため、それに依りて労働雇傭を行ふこととなり、先づ証券を以て資金を獲得するため四分の一拂込、資本金一千万マルクの國鐵道資金調達會社を設立し、之を引受人として國鐵道會社の裏書ある労働雇傭手

形を、ドイツ交通銀行に於て割引かしめ、更に國銀行にて再割引
 爲し得るものとせり、尚右の手形は國鐵道會社が租稅証券を以て
 現実に納稅に代へ得る迄再三切換を行ひ、その支拂を延期したる
 代替納稅の結果生ずべき決算の剰余を以て償還することゝ定めら
 るものなり、此の關係は國遞信事業と國遞信事業資金調達會社、
 國自動車道路會社と國自動車需要調達會社との間に於ても同様に
 行はれつゝあるものなり、之を要するに以上に述べたる如き國民
 經濟振興費は、ヒトラー内閣の財政に於て重大なる要素を占めつ
 ゝあるものなり、

2. 軍備擴張

國民經濟の振興に並ぎて、ヒトラー内閣成立以來財政上に大なる
 変化を及ぼしたるものは軍備の再擴張なり、一九二〇年二月二
 五日のナチスの綱領に於て、「吾人は民族自決權に基き總てのド

<p>中央金庫</p>	<p>自國資金支出</p>	<p>借</p>
-------------	---------------	----------

イツ人を糾合して大ドイツ國を建設せんことを期す、吾人は他
 民族に対するドイツ民族の平等の權利並グエルサイユ平和條約及
 サン、ゼルマン平和條約の廢棄を期す、二十ニ、吾人は傭兵制度の廢
 止と國民軍の編成とを要求す」と述べ、更にフェーダの聲明に
 ありても、其の軍事政策の項に於て「自由なる各ドイツ國民に武
 裝權を與ふることゝ依る國民の武装、傭兵制度の廢止、嚴格なる
 階級的訓練に基く職業的將校團の下に祖國防衛の爲の國民軍の創
 設」を公表して居れり、斯くしてドイツ第三國家は著々と軍備擴
 張へと準備を進めたり、即ちヴエルサイユ平和條約に依るときは、
 戰敗國なるドイツは

- (1) 陸軍を二箇軍團即ち歩兵七箇師團及騎兵三箇師團を最高限度
 とし、將校及補充部隊を加へて總數十万を超ゆるを得ず、
 用兵作戰を司る參謀本部又は之に類似する機關も亦設置す

るを得ず、兵器彈藥につきてはその種類と数量とを附表を以て嚴重に制限し（附表略す）、加之窒息性、毒性瓦斯其の他一切の液体材料の考案、使用、製造及輸入を禁じ、ライン河以東五十料以内には一切の築城工作を禁止し、一般的義務兵役制度を廃止し、下士兵卒の服務期間を十二年とし、陸軍の人的物的諸施設を嚴重に制限す。

(2) ドイツ海軍常備兵力は旧ドイツユランド型又はロートリンゲン型戦艦六隻、軽巡洋艦六隻、駆逐艦十二隻並水雷艦十二隻に限定し、潜水艦の建造を嚴禁す。代艦建造は装甲艦一万噸、輕巡洋艦六千噸、駆逐艦八百噸、水雷艦二百噸以下に在るべし、之を構成する兵員数は艦隊乗員及沿岸防禦望樓、官衙其の他の陸上勤務者を合して、各兵種及各階級の准士官以上及下士卒を通じ一万五千人を超ゆるを許さず。

内准士官以上の總員数は千五百人を超ゆるべからず、海軍人員は准士官以上は継続二十五年、下士卒は継続十二年を最短期間とする志願契約に依り採用すべし。
(3) 航空隊は陸軍又は海軍に包含せざることを要す。

とありて極端なる制限の下に置かれたるものにて、かかる制限は民族自決権と國家の独之権とを平等觀の下に要求するナチス即ちヒトラー内閣の堪へ得ざるものなりしこと当然なり。今ヒトラー内閣成立前後に於けるドイツの軍備状況を表に依り示せば次の如し。

陸軍 (一九三四年一月一日現在)

項目	ヴェルサイユ條約規定		現有勢力	
	組	兵員	組	兵員
軍司令部	二			
歩兵	七師團 (二一聯隊)	一四七〇	七師團 (二一聯隊)	一五一二
騎兵	三師團 (二八聯隊)	七二二	三師團 (二八聯隊)	五九五
砲兵	七聯隊	七八一	七聯隊 (二四大隊)	五八九
工兵	七大隊	八四	七大隊 (三中隊)	七七
通信兵	七大隊	八四	七大隊	七七
輜重	一	九八	二五大隊	一六一
衛生隊	七大隊	一四〇	七大隊	六三
その他	一	三三六	一	七二四
合計		一三六〇		七九七七

海軍

艦種	ヴェルサイユ條約規定		一九三三年一月		一九三五年一月	
	隻数	噸数	隻数	噸数	隻数	噸数
戰闘艦	六	一〇、四〇六	五	六九、〇九六	六	七二、一〇八
巡洋艦	六	二五、四八八	八	三九、四〇一	七	三六、五八八
駆逐艦	一七	一三、二三〇	一七	一三、二〇〇	一七	一三、二〇〇
水雷艦	一	七、二六二	一	八、二三五	一	七、二二五
通報艦及 掃海艇	一	二〇、一八	三	二五、二五	五	七、八六五
掃海艇	一	一七、〇〇〇	二九	一四、五〇〇	二八	一四、五〇〇

右の表に依るときは大体に於てヴェルサイユ條約の課したる制約を其儘踏襲し居るものゝ如く見らるゝも其の後再軍備の拡張は各國に於ても行ふ処のものにして殊にドイツに任りては失業者

は次第に増加し、その傾向は季節的变化に依るのみならず、原料資源の不足にも由るものにて、最早や国内的の産業開発の手段のみに依りては之を克服するを得ず、大戦の結果に依りて失ひたる資源豊富なる地方若くは旧植民地の返還を列強に対し要求するに非らずは、ドイツの窮迫貧困の状態を脱却するを得ず、此の資源の確保は国民一致の喫緊なると共に、列強に対しても亦認識せしめざるべからず、此の要求の貫徹はドイツの生存権に關聯するドイツの受けたる軍備制限の撤廃に外ならずとなし、外部に在りては旧態を墨守しつゝあるが如きも、内部に在りては事實上相當の拡張を爲せるものなり、軍備問題は各國共に正確なる資料を得難く、ドイツに於ては其の特に困難なるものあるが、知り得たる範圍に於て、曩に示したる海軍軍備の数字上よりの内容を分析すれば次の如くにして、相當に充實したる状態へと進みつゝあるを認

むるを得、例へば一九三三年以後は戦艦及巡洋艦に於て新型代艦建造は大規模に行はれ、隻数及噸数にありては制限を超過することなきも、殊に一九三四年以降に於ける所謂ポケット戦艦と呼ぶる、一万噸級の新锐なるドイツチユランド、アドミラル、シエーア及アドミラルスパーを加へ、巡洋艦に於ても同様カルルスルーエ、ケーニヒベルグ、ライプツヒ、ニユーロンベルヒ等の新装なれる諸艦を以て、旧型巡洋艦に置き換へつゝあり、

而して是等の再軍備は國家財政に対して、如何なる地位を有し居るものなるやを知らんとするは本調書の目的なるを以て次に表によりて之を示す。

陸軍	海軍	計	内 閣	國務大臣	司令部及管理	司令部 艦隊 給與	陸軍
一九三〇年度	四九 <small>百万マルク</small>	一八〇・九	六七五・七	一	一	一	二一・一・七
一九三一年度	四三 <small>百万マルク</small>	一七七・一	六一三・四	一	一	一	一九五・六
一九三二年度	四八 <small>百万マルク</small>	一八七・三	六七四・二	一	一	一	二〇一・四
一九三三年度	四八 <small>百万マルク</small>	一八六・二	六七〇・九	一	一	一	二〇二・三

陸軍	海軍	計	内閣	國務大臣	司令部及管理	司令部 艦隊 給與	陸軍
一九三〇年度	四九 <small>百万マルク</small>	一八〇・九	六七五・七	一	一	一	二一・一・七
一九三一年度	四三 <small>百万マルク</small>	一七七・一	六一三・四	一	一	一	一九五・六
一九三二年度	四八 <small>百万マルク</small>	一八七・三	六七四・二	一	一	一	二〇一・四
一九三三年度	四八 <small>百万マルク</small>	一八六・二	六七〇・九	一	一	一	二〇二・三

前表に見える如く歳入歳出は遞減するの事情にあるに拘らず、國防に關する軍備費は増大し、一九三〇年度にありて國歳出に對す

(ドイツ國統計書による)

國租稅歳入國庫取得分との比率	國歳出に對する比率	造船機裝	遮斷設備	水雷裝置	軍艦修理	艦隊就役	砲兵	工兵	造兵廠
一〇、二	八、三%	三七、〇	三、七	六、二	三二、四	二二、七	一七、七	一三、七	一四、一
一〇、八	九、三%	四三、九	三、八	五、四	二六、五	二〇、〇	一七、九	一二、八	九、九
一二、四	一一、六%	四九、一	四、一	四、七	二三、九	二一、八	二一、六	一六、三	一一、一
一三、〇	一二、〇%	四八、一	三、六	四、六	二七、三	二二、七	一九、六	一八、四	一一、一

兵器彈藥器具	通信	自動車	獸醫馬匹	衛生	旅費輸送費	宿營	被服	兵站(海軍は陸上ののみ)	軍署兵營	教育費	海軍	
七六、二	八、六	一五、八	九、九	六、六	六、七	四六、六	三二、三	二〇、〇	三一、六	一二、〇	二六、二	一九三〇年度
六〇、五	六、三	一三、九	九、七	四、三	五、七	四五、一	二九、六	一四、七	二八、八	九、八	二五、六	一九三一年度
七六、八	一、九	一七、〇	一〇、五	四、五	六、四	五二、〇	三〇、三	二一、六	二六、九	一〇、四	二六、〇	一九三二年度
七四、三	一、〇	一八、四	一〇、五	四、四	六、二	四九、七	二九、九	二〇、五	二七、一	一〇、四	二六、五	一九三三年度

	一九三二年(豫)	一九三三年(豫)	一九三四年(豫)	一九三三—三四年 増減
合計	四一、五七四	七三、六七四	一九一、五八〇	(+) 一一七、九〇六
三臨時費				
航空省		四、四八二	一五、〇九〇	(+) 一〇、六〇八
航空警備費		一九二	三、五一七	(+) 三、三二五
計		四、六七四	一八、六〇七	(+) 一三、九三三
總計(一及二)	四一、五七四	七八、三四八	二一〇、一八七	(+) 三二、八三九
警察費	百マレク 一九〇・〇 (決)	百マレク 二四〇・五 (決)	百マレク 二一四・三 (決)	(-) 二六・二
交附金			二五〇・〇 (豫)	(+) 二五〇・〇
突撃隊 義勇 隊補助				

斯くして一九三四年八月二〇日に至リ「官吏並國防軍々人ノ宣誓ニ関スル法律」を公布して、ドイツ國防軍の復活と稱號制度を樹立し、次いでドイツが多年の間桎梏として苦しみ居たりし軍備

の制限を、國內的のみならず國際的にも撤廢することを確認せしむるため、一九三五年三月一日「ヴェルサイユ條約第五編廢棄ニ関スルヒトラー總統ノ宣言」を發表し、同日更に「軍備ノ再建即チ國防軍ノ建設ニ対スル法律」を制定して、事實上公然とドイツがヴェルサイユ條約の制限下に置かれざる軍備を再建することとなせり、此れに依れば

「國防軍に於ける服務は國民皆兵の原則に依る、警察の改組を含めてドイツ陸軍の常時編成は十二軍團、一司令部及三十六師團とす、國民皆兵制度に關する補充規定は國防大臣直之を閣議に提出すべし」

とあり、ヴェルサイユ條約の制限ニ箇軍團即ち歩兵七箇師團及騎兵三箇師團の最大限に比較する時は、軍團に於て十箇軍團、師團にありて二十六師團の増加となる、此の大部隊の増加は

ドイツの国防費要するに財政上に対して影響の大なりしことは勿論なり、其の後引続き国防充実のための法律を公布せり。是等は第一編四章に於て國家組織改造の項に説明せる如なるも、向題の認識を明瞭ならしむるため互に法律の名称のみを挙ぐ。

ドイツ国防法（兵役令）

一九三五年五月二一日

東プロシアニ於ケル兵役継続ニ関スル法律

一九三五年五月二三日

邦警察隊所屬員ノ国防軍改編ニ関スル法律

一九三五年六月三日

ドイツ防空法

一九三五年六月二六日

現役及國労働奉仕徴集検査ニ関スル命令

一九三五年一月二五日

現役及國労働奉仕服務者家族扶助ニ関スル命令	一九三五年一月一九日
ドイツ国防軍区及補充區改正法	一九三五年一月三一日

以上に依りてドイツ国防軍とは要するにドイツ全國民の武装たることを意味し、之を陸軍、海軍及空軍に分ち、国防軍はヒトラー、總統を以て其の元帥たることに、全組織樹立を見たるものなり。陸軍は右に示したる如く十二軍團三十六師團にて、加ふるに短期教育制度の採用は既教育豫備軍の増大となり、各種高射砲、重輕機関銃、装甲自動車、戦車、自動車、火藥、爆彈、化学的兵器の近代的裝備の充實を要し、海軍は其の拡張を一應上述の計画により完了したるか、一九三五年六月一八日の「英独改定」に於て、從來の対英一九%を三五%に引上げ、且二万六千噸を超えざる大

艦を建造し得ることとは公然と承認せられ、一九三六、七年度より約十一万五千噸の艦艇建造計画の発表を見たる程なり、かくして潜水艦を持ち得ること、より、航空母艦の追加計画も亦遠からず実現するに至るべし、英独改定を表に依り示せば次の如し、

艦種	英國現有勢力 (一九三五年現在)	英独改定に依る ドイツ保有極限	ドイツ現有勢力 (一九三五年現在)	ドイツ建造能力	一九三五年 一月計画
戦艦	三四、八五〇	一三二、〇二七	七二、一〇八	四九、九一九	二五、〇〇〇
巡洋戦艦	九四、二〇〇	三二、九七〇	—	三二、九七〇	—
巡洋艦	三三、八五六	一一、八四九	三六、五八六	九、九一二	二〇、〇〇〇
駆逐艦	一八〇、六六四	五三、三三二	一一、二〇〇	四一、〇三二	不詳
潜水艦	五六、一三三	一九、六四六	—	一九、六四六	不詳
航空母艦	一、二七〇、五〇	四四、四六七	—	四四、四六七	—
計	一、一四五、三六三	四〇〇、八四二	一、二〇、八九三	二七九、九四六	三六

空軍はケイニヒスベルグ、ベルリン、ドレスデン、ミュンスタ、ミュンヘン、キールの六空軍区に組織し、各飛行機大隊、航空通報隊及高射砲隊を以て編成せられ、空軍に輸入し得べき民間航空施設は過去の民間航空補助の結果相当大なる規模にありと傳へらる、

是等の拡張せられたる軍備に要する歳出は素より扨大なるべきは論を俟たず、一九三五―三六年度の豫算内容につき知るべき統計なきを以て示すを得ざるが、大体に一部は豫算に計上し、その他の支出は既に前項にて述べたる國民経済振興費同様に、中間信用の手段に於て手形を振出すことに依りこれを実行し、後年度豫算を以て銷却する方法に依るものなるべし、何れにしても國防費の増大に依る財政の変化は免れざる如なり、茲に注意すべきことは世界に於ける再軍備に対する觀念なり、素より各國の軍備拡

張は國防の充實にあるは當然なり、特にドイツの如きは一般の標準以下にありし軍備を、その列強の標準迄上昇せしめたるにあるものなるも、是等軍備は單に國防のみならず各國の重要な經濟政策の一部として行はれつゝあることとなり、世界經濟恐慌の發生は生産設備乃至は生産財の過剰に起因したるものなることは一般の認むる如なり、乍併其の結果各國に於ける極度の生産制限は産業の不振、失業群の増大となりて現はる、此の外従來の輕度資本主義國家が高度資本主義國家へと、又農業國が工業國へと次第に展開し發達したることとも亦見逃し得ざる如なるが、之等資本主義國家にして、産業の不振及失業群の増大を緩和する爲に行はれたる政策は、アウタルキーに依る排他的自國産業保護主義と軍備再拡張に向けられたることは、現下の各國經濟政策を検討したるとき等しく実証せらるゝところなり、ドイツに在りても此の各資本

本主義國家の執りたる政策の外に立つものに非らず、産業政策に於てアウタルキーを強化したるの事實は既にその産業政策及農業政策の各編に於て述べたるところにして、再軍備策も亦同一範疇にあるものなり、然らば財政上の大なる負担を犠牲とし乍ら如何にしてドイツは軍備に全力を集中せるやは、此の結果なるドイツ政府の軍需的註文の増大は、武器製造、艦船建造、航空機自動車建造等の重工業及化学工業の振興となり、雇傭関係を整調して失業群の吸収となり、以て國民經濟の活動を刺戟し、好轉しつゝある國內景氣を持続せしめ、これに依りて後年度豫算による既定負担の銷却を円滑ならしむるを得るものと期待したるが爲めなり、それ故ドイツの軍備拡張も亦財政策上の重要な要素を爲しつゝあるものといふことを得

3. 歳計豫算及実績

以上に於て財政の基礎を爲すべき重要事項たる國民經濟の振興と再軍備問題につき略述せり、依りて租稅政策の前提として更に國の歳計が何等の問題を如何に按配し、これが租稅に対し如何に轉嫁せられたるやを總括的に調査せんとす、然るにヒトラ内閣の成立したるは一九三三年一月三〇日なるを以て、一九三三年度の豫算に對しては、ナチスの政策を財政上に織込むことを得ざりしなり、それ故一九三三年三月を以て會計年度とする歳計に任りては次の如し、

計 會 般 一	豫		算		實 績
	歳入	歳出	歳入	歳出	
一九三三年度分	六〇九八、七	一七七、五	六、一八、五	五、六五、三、六	
前年度繰越					
計	六〇九八、七	一七七、五	六、二七六、四	六、一九五、九	
歳入不足	(一) 〇、二		(一) 〇、二	(一) 五四二、三	

過年度未歳入 不足高現在	特 別 會 計		
	歳入不足	歳出	歳入
		六、三九	五、〇
		六、三九	五、〇
	(一) 一、八八〇、〇	(一) 二〇、八	一

斯く歳入不足による赤字は五億六千三百十萬マルクに達し、内一般會計に於て五億四千二百三十萬マルク（内流通公債臨時償還四億二十萬マルクを含む）、特別會計に於て二十八十萬マルクの赤字なり、又之れによりて過年度よりの歳入不足現任高を見積るときは實に十八億八千十萬マルクの巨額に上ることゝなる、此の巨額なる赤字の財政を引継ぎたるヒトラ内閣は、一九三三年度より租稅を増徴することなくして、既述の國民經濟の振興及再軍備を爲し、然かも歳出入の均衡を維持したる財政を確立せんとせり、元來當時のドイツの財政は租稅收入の減少著しき時より、之に對

七四

する方法は一般的手段に依る場合は歳出の節減の外に方法をきものなるが、ヒトラー内閣はその政策実行のためには、かゝる消極的なるの手段に依らず、歳出入の豫算均衡は大体以下の如き方法に依れり。即ち第一には必要なる國家的事業は國庫の歳出入より切離して実行せり。例へば冬季失業救済事業の如きこれにしてこれ等は公私の救済機関の活動に委任して資金を吸収し、其の支出を國家の管理の下に置きたり。第二は中間金融と既定経費負担に依るの方法なり。要するに前年度の歳出を後年度の歳入にて支弁して均衡を得んとするものにて、國民經濟振興に於ける労働雇傭費及再軍備に於ける場合はこれにして既に前項に説明したる如のものなり。第三は公債借入金の利用之れなり。此の方法は第二の手段と共にヒトラー内閣に任りては、最も注目すべき制度の樹立として見らるべきものなり。元来ドイツ憲法はその第八十七條

に於て「特別の必要あり、且原則としては収益の目的のためにする歳出に充つるの外、信用により金錢を調達するを得ず」と規定し、公債収入は租税収入と分ちて特別歳計を構成し、一般經常の支出に使用するを得ず。換言せば赤字公債はその會計法上原則として肯定せられざるの事情にあるものなり。故に歳入の缺陷生じたる場合にありては、會計法第七十五條の規定も亦「會計年度の普通歳計に於て歳入總額の歳出總額に満たざる時は、其の不足額は次の會計年度の豫算中普通歳出として計上すべし」となし。歳入不足は翌々會計年度の普通歳出に計上し、租税収入を以つて銷却するを要するものとせり。乍併國民經濟力の沈滞し租税歳入の遞減し行く當時のドイツに任りては、甲年度の歳入不足を丙年度の普通歳計に計上するも、丙年度の租税収入を以て補填し得ざること當然にして、歳入不足は徒らに後年度に繰越されてその負

七五
担を増加せしむるのみなり。即ち石の會計法の規定は事實問題として実行不可能なるものといふを得べし。更に公債問題のみより見るときは、一九三二年五月一二日附「債務銷却及信用調達権賦與法」にありても「毎年度の歳入中より定額を支出して流動公債を銷却すべし」とあり、公債の普通歳計への流用は何れのみより禁じられ居るものなりしなり。茲に於てヒトラー内閣は、聯年豫算法の制度により従来は一切の規定の適用を停止し、歳入不足額は必ずしも租税収入によりて補填せず、歳入不足は公債の發行に俟ち以て流動公債はその累積するに任かせ、而も他面にありける特別會計制度を停止し、公債借入金は普通歳計に繰入れ經常的歳出に充當すること、せり。此の措置は明かに憲法の規定せる歳入補填公債禁止を實際上に於て不適用となしたるものなり。右の如き大英断の下に一九三四年以後のナチスの財政政策の實行は

開始せられたり。

ア、一九三三年一三四年度暫定國豫算

然るにヒトラー内閣は一九三三年度分の豫算を編成するに至る迄、前内閣の豫算を其の儘踏襲したるものに非ず、組閣直後既に自己の目的とせる政策の實施に着手せり。即ち一九三三年二月二日に航空及防空事業統制のため航空省を設置し、一九三二一三三年度豫算に対し、同省經費二十万七千五百五十マルクを追加計上せるは其の第一次の政策の現はれなり。次いで同年度の終了する三月三〇日に所謂聯年豫算法制度に基き「國豫算施行法」を公布し、これに於ては主として啓蒙及宣傳省（國民教化及宣傳省）設置を規定せるが、不敢取該法に依りて一九三三年六月末日迄此の法に於ける追加分を含む前年度豫算を施行することと決定せり。「國豫算施行法」は次の如し

(一) 國豫算施行法 一九三三年三月三〇日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一節

一九三二年六月三〇日附大統領令ヲ以テ公布セル一九三二年國
歲出入豫算ハ一九三二年二月二日附大統領令ヲ以テ公布セル一
九三二年度追加豫算ヲ含メ之ヲ以テ憲法第八十五條第二項ノ意義
ニ於ケル豫算トス

第二節

第一條 一九三三年四月一日以後一九三三年六月三〇日ニ至ル迄
ノ期間ハ國務ノ遂行及義務ノ履行ニ欠クヘカラサル歲出ノ外之
ヲ支出スルヲ得ス。財源ノ使用方法及歲出ノ總額ニ関シテハ右
ノ規定ヲ適用ス

一 定員制アル官職及國防軍兵員數ハ給與法第四條ノ規定ノ外

一九三二年度國豫算ノ定員ヲ適用ス

二 官吏及官吏タラサル補助員ニ對スル給與並ニソノ他人件費
ノ支弁ハ一九三二年度ノ國豫算ヲ以テ該費ヲ經タル金額ノ四
分ノ一ヲ限度トシ之ヲ使用スルヲ得

三 物件費ハ一九三二年度國豫算ヲ以テ該費ヲ經タル金額ノ五
分ノ一ヲ限度トシ之ヲ使用スルヲ得。但シ大藏大臣ソノ計上
ヲ承認シタルトキハ、ソノ承認ノ範圍ニ於テ、一九三二年度
國豫算ニ掲ケル金額ノ四分ノ一ヲ限度トシ之ヲ使用スルヲ得。
法律上又ハ民法上義務ノ存スルトキハコノ制限ニ不拘債務ノ
履行ニ必要ナル金額ヲ支弁スルヲ得

四 國防軍ノ財源支出ニ関シテハ物件費全項目ヲ一括シ、之ニ
第三項ノ制限ヲ適用ス

五 大藏大臣ハ一乃至四ノ規定ニ関シ、殊ニ

イ、避クヘカラサル必要アルトキ

ロ、建築事業ヲ起シ、又ハ之ヲ継続スルニ當リ經濟的事情ヨリ、若ハ國庫員担ヲ軽減スルノ目的上、之ニ定メタル限度ヲ超ユル必要アルトキ

ハ、一九三二年度國豫算ヲ以テ協賛ヲ經サル新規事業ニシテソノ着手ヲ一九三三年度豫算公布ノ日迄遷延スルトキハ石事業ノ目的ヲ達シ得ス、ソノ結果國ニ多大ノ損失ヲ及ホス虞アルトキ

ハ其ノ例外ヲ認ムルヲ得

第二條 啓蒙宣傳省ノ歲出入ハ一九三三年四月一日乃至一九三三年六月三〇日ノ間ハ次ノ豫算表ニヨリ之ヲ行フ

第三條 大藏大臣ノ從前ヨリ共ヘラレタル保証ノ権限ハ之ヲ有效

トス 大藏大臣ハ

イ、ドイツノ外國貿易促進ノタメ七千五百萬マルクヲ限り保証ヲナシ

ロ、穀物取引ノ促進ノタメ四千萬マルクヲ限り保証ヲナシ

ハ、ドイツ海運業維持ノタメ四千五百萬マルクヲ限り國庫証

券ヲ用フ

第四條 一九三三年四月一日乃至一九三三年六月一日ノ間ドイツ國遞信事業ハ國遞信事業會計法第八條ニ基ク繰入額ノ外、更ニ此ノ間ニ於テ第一次及第二次俸給節減令ノ結果生シタル人件費節減額ヲ國會計ニ繰入ルヘシ

第五條 一九三二年度六月三〇日附一九三二年度國豫算ニ関スル大統領令第二條、第三條、第六條、第七條、第九條、第十條、第十一條及第十五條ノ規定ハソノ效カヲ變更セラルルコトナシ

第六條 第一節ハ公布ノ日ヨリソノ效カヲ生ス。第二節ハ一九三三年四月一日ヨリソノ效カヲ發生シ、一九三三年六月三〇日ヲ限度トシ、一九三三年度豫算效カ發生ノ日ヲ以テソノ效カヲ喪失ス

附表 個別豫算

普通歳計

一 歳入

第五款ノ一 第一項 啓蒙及宣傳省

自己普通歳入

歳出

經常費

第五款ノ一 第一項 啓蒙及宣傳省

自己普通歳出

六二八、五〇〇

イ、一九三三—三三四年年度國豫算

右に述べたる暫定豫算は要するに、一九三二年度豫算を其の儘繼承し、内容的には歳入に於て通信事業益金繰入ノ増大、歳出にありては啓蒙及宣傳省費六十二万八千五百マルク（但し自己の行政歳入にて補填）新規保証費としての外國貿易促進七千五百万マルク、穀物取引奨励四千万マルク及海運業維持四千五百万マルクを追加したるのみ、斯くして一九三三年六月末迄の間に歳入の増加、歳出の節減策を講じ、益々一九三三—三三四年年度の本豫算の編成に着手せり。此の間にありて立法上に於て講ぜられたるもの、主なるものを挙げれば、

財政經濟司法分野ニ於ケル措置ニ関スル大統領令

一九三三年三月一八日

信用調達権賦與法

一九三三年三月三〇日

競馬税法改正法

脂肪税法

失業減少法

俸給法改正法

一九三三年四月一〇日
 一九三三年四月一三日
 一九三三年六月一日
 一九三三年六月三〇日

等にして其の結果最初豫想せられたる歳入不足額は、右の措置と國內賠償費及國債費の節約により均衡を得るに至れるものなり。表により示せば次の如し、租税に關するものは別に説明する豫定なり。

歳入不足額

一歳入減少	四八・三
租税收入	五〇・二
内國稅收入	三八七・九
關稅收入	六五・〇

二歳出増加	三八五・八
人件費	九・三
對外賠償	一〇・八
社會保險	二〇・〇

行爲收入

四八・三

其の他

三八五・八

三三三手計

五〇・二

計

四二五・九

歳入不足補填額

一歳入増加

百方マルク

危機税継続

一・〇

恩給扶助費引下

百方マルク
六八・二

競馬税増徴

〇・二

國內賠償節減

五五・六

脂肪税新設

一五〇・〇

社會費支出節減

二八七・八

婚姻奨励課金新設

四〇・〇

公債費支出節減

三二四・三

計

一九一・二

計

七三五・九

合計 九二七・一

以上に依り一九三三年度豫算に對するヒトラ一内閣の目標は略、其の緒につきたり、茲に於て愈々一九三三年六月二八日「豫算法」

を公布し、始めてナチス主義に依る一九三三年度の本豫算を、該豫算法の方針に基きて編成するに至れり、一九三三年度豫算法及豫算計画は後に訳文を示すも、要するにヒトラー内閣の豫算編成上に於ける特徴は、第一に従来歳入の項目には租税収入總額を計上し、歳出には租税邦交付金を計上したるにヒトラー内閣のものに異なり、歳入には租税収入中國庫取得分のみを計上し、同時に歳出中より租税交付金を削除し、以て總計豫算主義を統計主義に改正したることにて、第二は既報の如く流動公債の償還を停止し、その代りに一億マルクを以て歳入不足の補填策を講じ、第三には既定經費負担の方法に依り、パーペン計画、ゲレケ緊急計画及ラインハルト計画を始めて歳出として計上せることこれなり、左に一九三三年度豫算法を掲ぐ、

(二) 一九三三年度國豫算法 一九三三年六月二十八日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 國豫算ハ歳出歳入各五十九億二千七百四十九万九千五百

マルクトシ本表附表中之ヲ掲載ス

第二條 會計法第二十九條第二項及第七十五條ハ一九三三年度中

ソノ適用ナシ

第三條 銷却計画ニ從ヒ一九三三年度ニ於テ公債銷却法第十五條

ニ基ク銷却基金ニ繰入ルヘキ金額ヲ限度トシ、國鐵道優先株其

ノ他ノ有價証券ヲ之ニ繰入レ、之ニヨリ一九三三年度ニ於テハ

第十五條ニヨル義務ヲ履行シタルモノト看做ス

第四條 一九三三年度ニ於テ國遞信事業ハ國遞信事業會計法第八

條ニ基ク繰入額ノ外、更ニ第一次及第二次減俸令ノ結果生シタ

ル人件費節減額ヲ國庫ニ繰入ルヘシ、右ノ金額ハ勞働大臣ト按

定ノ上大蔵大臣之ヲ決定ス

第五條 大蔵大臣ニ既ニ與ヘラレタル保証ノ権限ハ一九三三年度ニ於テソノ效

三。日附國豫算施行法第三條ト同様一九三三年度ニ於テソノ效
カヲ有ス。大蔵大臣ハ

一。ドイツ外國貿易促進ノタメ七千五百万マルクヲ限り保証ヲ
ナシ

二。預金業務ヲ営ム消費組合又ハ消費組合中央會ニ対シ支援ノ
タメ與ヘタル貸付ノ危険ヲ排除スルタメ六百万マルクヲ限り

保証ヲナシ

三。東方救済地域ニ於ケル免除企業ニ対シ收穫期ノ信用ヲ供與
スル手段ヲ調達スル目的上七百万マルクヲ限り保証ヲナシ

四。一九三三年度ニ於テ國有財産中売却セラル、國鐵道優先株
ニツキ、ソノ所有者ニ年七分ノ配當ヲナスヘキ保証ヲナス

権ヲ有ス

一九三一年三月二一日附農地植民促進法第一條ニ基ク一九三

三年度ノ保証ハ一億五千万マルクヲ超ユルヲ得ス。一九三〇年

一二月一日附經濟財政安定ニ関スル大統領令第七部第二章(小

住宅建築ノタメノ保証)ニ基ク一九三三年度ノ保証ハ一億マル

クヲ超ユルヲ得ス。國ノ保証スル債務ニシテ外國本位貨幣ヲ以

テ表示セラル時、當該保証債務金額ヲ保証権限賦與額ニ算入ス

ル場合ニハ保証告示前最近ニ発行セラレタル國官報及プロシア

邦官報附録ノ課税標準相場表ニ公示セラル、平均相場ヲ基礎ト

シ、保証責任額ヲライヒスマルクヲ以テ算出スヘシ。右ハ既ニ

與ヘラレタル権限ニ基キ外國貨幣ヲ以テ表示セラル、債権ノ保

証ニ関シ適用ス

第六條 一九三三年度ニ於テ國邊信事業ハ災害保險及廢疾保險ノ

保險料支拂、廢疾保險加入票売却ニ対シ關係保險主体ヨリ補償金ヲ受ク、其ノ金額ハ大藏大臣ト協定シ労働大臣之ヲ定ム

第七條 國保險法第二百五條ニハ一九三三年度ニ於テ之ヲ適用セ

第八條 一九三三年度ニ於テ坑夫組合年令金庫ハ廢疾保險（一九

二五年八月一七日保險料改正法第七條）及一九三〇年四月二八

日附財政改革準備法第二章ノ定ムル目的ノタメ設ケタル資金中

ヨリ一千二百萬マルクノ配當ヲ受ク

第九條 坑夫組合年金保險ノ負担ヲ軽減シソノ給付能力ヲ維持スヘキ資金ノ割當及使用ノ細則ハ労働大臣之ヲ定ム

第十條 一九三三年度ニ於テ廢疾保險ニ対スル國補助金ハ一億七

千八百萬マルクトシ、右ハ一九三三年二月一八日附社會保險及國扶助ノ重加ノ緩和ニ関スル大統領令第一條及第二條ニ基クテ

五百萬マルクヲ含ム

第十一條 財政制度ニ関スル一九〇九年六月一五日附法律第三條

ハ一九三三年度ニ適用ナシ

第十二條 (一) 一九三三年度ニ於テ國行政官廳中下級又ハ比較的簡

單ナル中級官職ノ定員中欠員ヲ生シタルトキハ不要ノ職員ヲ以

テ補充シ又ハ轉任ノ方法若ハ同一職務内ニ於ケル昇進ノ方法ニ

ヨリ任命スルノ外、少クモソノ九割迄ハ待命手當受領者又ハ扶

助請求権者中適當ノ者ヲ以テ之ニ任命スヘシ、比較的高級ノ官

職ニ生シタル欠員ノ五割亦同シ、第一段及第二段ニ定メタルノ

任命ニ関スル制限ハ扶助請求権者ノタメ留保セラレタル官職ノ

系統ニ存スル定員制アル官職ノミニ適用ス、右ハ一九三一年一

〇月一日既ニ定員外ノ官職ニ在リタル者ノ任命ニハ之ヲ適用セ

定員制アル簡單ナル中級官職ニ欠員ヲ生シタル場合ハ、ソノ
任命ニヨリ欠員ヲ生シ、扶助請求権者ヲ採用シ得ル場合ニ限り
現職ニアル官吏ヲ以テソノ一割迄ヲ昇進セシムルヲ得

(二) 第一項第一段乃至第三段ニ定メタル規定ハ國遞信事業ニ於テ

ハ左ノ割合ニテ之ヲ適用ス

イ、下級官職ニテハ八割迄

ロ、簡單ナル中級官職ニテハ九割迄

待命手當受領者又ハ扶助請求権者中適當ノモノヲ以テ之ニ任

命シ、残余ノ二割及一割ハ之ヲ定員制ナキ官職ニアル現職官吏

ヲ以テ任命スヘシ

第十三條 豫算ニ計上セル歳出金額中繰越シ得ヘキ歳出金額中左

ニ掲クルモノハ相互ニ彼此流用スルヲ得

一、第十一門經常費第四款第三十六項中ロ及ハノ費額、臨時費

ホ、第八款第三十三項中イ及ハノ費額

二、第十六門經常費第三款第一項中イ乃至トノ費額、經常費第

七十三款第二項中イ乃至ニノ費額、經常費第六款第七項中イ

及ロノ費額、臨時費第七款第四項中イ及ロノ費額

三、第二十門經常費第二款及第十四款中第一、第二、第三及第

五目間及第四及第六目間

第八門 海軍ノ部ニ於テ艦艇新造ノタメ豫定セラレタル歳出

財源ハ一九二九年度迄ニ償還セラレタル艦艇ニ関スル限り相

互ニ且既ニ過年度ノ豫算ヲ以テ同一目的ノタメ償還セル費額

ト合シ、之ニ充ツルコトヲ得、但シ建造完了ノ時ヨリ三ヶ年

ヲ超ユルヲ得ス、砲門及水雷裝備ノ目的ヲ以テ協賛シタル歳

出財源ニ付キ又同シ、建造完了ノ年度後尚水雷裝備ノタメ歳

出財源カ償還セラレ居ルトキハ右ノ三ヶ年ノ期間ハ最後ノ費

額カ切實セラレタル會計年度ヨリ之ヲ起算ス

第十四條 國豫算中物件費トシテ切實ヲ經タル費額ノ最後ノ一割ハ法律上ノ給付義務ニ基クモノ、外、大藏大臣ノ事前同意ナクシテハ之ヲ使用スルヲ得ス。爾余ノ費額ニ関スル豫算執行及會計ノ經理ニ関シテハ附表ニ定ムル施行規則ヲ適用ス

第十五條 旧占領地タル西部地方ニ於ル國有土地財産ヲ受託者ニ売却セル際、國、邦、市町村（市町村聯合）ハ之ニ課税スルヲ得ス。國カ受託者ヨリ石國有財産ヲ買戻シタル際又同シ、土地受託者ハソノ土地ニ対スル所有權又ハ管理權ニシテ課税セラルヘキ場合ト雖、信託關係ノ繼續期間中國ト同様ノ範圍ニ於テ國、邦、市町村（市町村聯合）ニヨリ課税セラル、コトナシ。但シコノ免除ハ受託者カソノ行爲ノ對價トシテ國ヨリ受クル契約上ノ補償ニ及フコトナシ

第十六條 附表第二ニ添付セル國保險局理事會ノ一九三三年度俸

給豫算ハ八億三千四百十マルクトス
附表

一九三三年度國豫算概要（單位マルク）

項目	歳入	歳出	
		經常費	臨時費
國大統領	五、三〇〇	五六七、八〇〇	—
國會議會	一三、三〇〇	六一〇、三六〇	一四三、八〇〇
内閣首相官房	一〇、四五〇	一、一四三、二五〇	二三六、〇〇〇
外務省	三、三四一、一〇〇	四九、九二九、七五〇	四六、一八〇
内務省	三、四一六、六五〇	二九、一七〇、二〇〇	二七、八七七、四〇〇
啓蒙宣傳省	一〇、七三七、五〇〇	一三、五二八、五〇〇	七二九、〇〇〇
經濟省	三、五〇〇、二〇〇	一七、八八四、五五〇	一五、六一五、四〇〇

項目	歳入	歳出	
		經常費	臨時費
労働省	一九、〇六五、二五〇	一、三九七、五二六、六五〇	—
國防省	一三、八三六、二五〇	五八四、一九六、四〇〇	八六、九一七、七五〇
司法省	一五、七九三、八〇〇	一三、〇五三、六〇〇	六〇、〇〇〇
食料及農業省	九二、二四二、六〇〇	七六、一〇三、七五〇	一三九、六二二、〇〇〇
交通省	二四、九〇〇、八〇〇	七〇、八七九、六五〇	四七、七三九、三五〇
扶助恩給	—	一、三一三、三〇〇、〇〇〇	—
會計検査院	二〇、五五〇	二、四九三、二〇〇	—
國債	一、二五五、九五〇	五一九、〇三〇、六〇〇	—
大藏省	六六、七二七、九〇〇	三九九、八六三、八五〇	一三、二三三、七五〇
航空省	二六、五〇〇	七三、六七四、〇五〇	四、六七四、四〇〇
一般財務行政	五、三三三、四九二、二五〇	四六〇、三九三、〇〇〇	—

項目	歳入	歳出	
		經常費	臨時費
逓信省	二、三三七、三九四、一五〇	—	—
戦争負債	八、一六六、八五〇、〇	四、二五七、七八四、八〇〇	—
計	五、九二七、四九九、〇五〇	五、四五四、六五五、四〇〇	四、七二八、四三六、六五〇
		五、九二七、四九九、〇五〇	—

一九三三年度実績 (単位百万マルク)

歳入	一九三三—三四年度豫算		一九三三—三四年度実績
	当年度分	前年度繰越	
租税收入國庫取得分	五、二二〇、九	—	五、一四〇、六
國鉄道賠償納付金益金繰入	七〇〇	—	七〇〇
國鉄道優先株利子	一三三	—	一三三
同上売却	一〇〇〇	—	一五一、三
計	五、二二〇、九	—	五、一四〇、六

國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	國 益 國 造 行 公 計 裁 官 手 邦 邦	一九三三—三四年度豫算		一九三三—三四 年度実績
										当年度分	前年度繰越	
邦警察交付金	一九〇・〇											二〇四五
邦交付金	一三一・八											一八四・六
手当及恩給	一三一・三											一、二七〇・六
官吏俸給給與	七〇・八	〇・三										六九八・七
計	五九二・七五											六〇二四・三
公債借入金												九二・一
行政收入	二六七・九											二八二・八
造幣收入												七・五
國銀行納付金	一八・〇											三六・一
國益金繰入	二三七・四											二三〇・一
計	二、三三三・一											二、三三三・一

邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	邦 社 失 坑 細 失 脂 小 住 ド 國 利 切	一九三三—三四年度豫算		一九三三—三四 年度実績
										当年度分	前年度繰越	
邦貸付金												一〇五四
社会費												
失業保険	四三八・八											四二六・六
坑夫組合年金保険	八三・〇											九五・〇
旧マルク公債零細投資者救済	二八・〇											二八・〇
失業者救済及労働雇傭	五一九・九	七・八										五八一・七
脂肪價格調整	一五〇・〇											八七・三
小住宅建設	二六・八											一九・七
住宅建設	七一九	五・三										一一八・九
ドレスデン銀行出資	一〇二・五											一〇二・五
國債費												
利拂及定期減債	二二二・二											二二五・七
切換公債償還	二九一・六	三・二										二七二・八

租税証券券銷却	過年度歳入不足補填	造幣支出	物件費其の他	陸軍	海軍	農林	交通	其他	國內賠償	對外賠償	一九三三—三四年年度豫算		一九三三—三四年年度実績
											当年度分	前年度繰越	
1	100.0	25		277.2	145.2	213.5	102.0	385.9	270.0	155.8	1	1	25.5
				67.7	32.7	22.6	16.1	7.0	62.7				
	100.0	25		344.9	177.9	236.1	118.1	389.9	332.7	155.8		計	
	100.0	15.5		269.6	151.7	216.0	103.5	512.2	273.4	180.7			

計	歳入不足	總括	過年度歳入不足	過年度歳入不足補填	國庫金在高	當年度歳入不足		次年度繰越	差引歳入不足現任高
						普通歳入	特別歳入		
5927.5									
225.4									
6152.9			188.0	100.0	225.4	245.8	3.7	211.1	211.1
6270.1	(1) 245.8								

ウ、一九三四—三五年年度豫算

一九三三—一九三四年のヒトラー内閣の豫算は二十一億一千万マルクの赤字の上と編成されたることは前述の如し、一九三四年

に入りては、愈々國民經濟振興策に依る既定負担、再軍備に要する歳出の増加、是等はその豫算の上に計上せざるべからざるに至る、而も尙之に対しては租税の増徴を行ふことなく寧ろ之を軽減しつゝ、歳出入の均衡を得せしむべく豫算を編成せざるべからず、茲に於てヒトラ内閣は一九三四年三月二三日、「一九三四年度國豫算法」を公布し、先づ豫算編成の目的を明瞭にせり、

(三) 一九三四年度國豫算法

一九三四年三月二三日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 國豫算ハ歳出歳入各六十四億五千八百二十八万一千六百マルクトシ、本法附表ニ之ヲ定ム

第二條 會計法第七十五條ノ規定ハ一九三四年度ニ於テハ之ヲ適用セス

第三條 一九三二年五月一二日附債務償還及信用調達授權法第二

條ハ一九三四年度ニハ之ヲ適用セス

第四條 一九三四年度國豫算ハ特別歳計ニ関スル支出ヲ包含セス

第五條 大藏大臣ハ

- 一 後日確定セラルヘキ一九三三年度歳入不定額補填ノタメ必要額及

ニ 一九三九年六(七)分利附國債ノ償還資金充當ノタメ、一億八千三百万マルクヲ限り信用方法ニヨリ調達スルヲ得

第六條 一九三四年度ニ於テ國遞信事業ハ一九三四年二月二七日

附行政整理法第三條ニヨル交付額ノ外、第一次及第二次減俸令ノ結果生シタル人件費節減額ヲ國庫ニ繰入ルヘシ

第七條 (一) 既ニ大藏大臣ニ與ヘラレタル保証ノ権限ハ一九三四

年度ニ於テモ其ノ效クヲ有ス

(二) 大藏大臣ハ

ア、ドイツ外國貿易促進ノタメ一億マルクヲ限り保証ヲナシ
イ、ドイツ海運業維持ノタメ三十五万マルクヲ限り保証ヲ
ナシ、又ハ國庫証券ヲ信用ニ供シ
ウ、乳製品及鶏卵市場統制ノタメ一十八万マルクヲ限り保
証ヲナシ

エ、家畜及獸肉製品市場統制ノタメ八百万マルクヲ限り保証
ヲナシ

オ、一九三四年年度ニ國庫カ売却スル國鐵道會社優先株ノ所有
者ニ年七分ノ配當ヲ保証スルノ権限ヲ有ス

(三) 一九三一年三月三十一日附農地植民奨励法第一條ニ基ク新
規保証責任ノ最高額ハ一九三四年年度ニテハ一億五千万マルク
トス

(四) 一九三〇年一月一日附經濟財政安定ニ関スル大統領令第
七編第二章(小住宅建設ノタメ保証引受)第一條ニ基ク保証

責任ノ最高額ハ一九三四年年度ニ於テハ一億マルクトス

(五) 國ノ保証スル債権カ外國本位貨幣ヲ以テ表示セラル、時
當該ノ保証債務額ヲ保証権限賦與額ニ算入スルタメニハ、保
証告示前最近ニ発行セラレタル國官報及プロシア官報附録ノ
課税標準相場表ニ公表セラルノ平均相場ニ基キ、保証責任額
ヲ國マルクヲ以テ算出スヘシ、右ハ既ニ賦與セラレタル権限
ニ基キ外國本位貨幣ヲ以テ表示セラレタル債権ヲ保証スル場
合ニモ之ヲ適用ス

第八條 一九三四年年度ニテハ國遞信事業ハ災害保險及廢疾保險ノ
保險料支拂及廢疾保險加入票売却ニ対シ、關係保險主体ヨリ補
償金ヲ受ケ、其ノ金額ハ大藏大臣ハ協議ノ上労働大臣之ヲ定ム、

第九條 國保險法第二百五條「一九三四年度ニテハ之ヲ適用セ

ス

第十條 坑夫組合年金保険ノ負擔軽減及其ノ給付能力維持ノタメニスル資金ノ割合及使用ニ関シテハ大藏大臣ト協議ノ上労働大臣其ノ細則ヲ定ム

第十一條 (一) 大藏大臣ハ一九三四年一月三〇日附國家改造法ノ実施ニ當リ、邦ノ行政諸部門又ハ其ノ一行政部門内ノ諸部分ヲ國ニ移管スル場合、命令ニヨリ國豫算ヲ補充スルヲ得、此ノ場合邦豫算ヲ以テ既ニ其ノ目的ヲ規定シ現會計年度ノ終了迄ノ期間ニ割當テラレタル費額ニハ抵觸スルヲ得ス

(二) 右ノ目的上邦ノ官吏ニシテ直接國ノ事務ニ服スルトキハ、以下ノ規定ニ從ヒ會計法第三十六條「」ノ規定ヲ準用ス、國庫針ニ在リテハ邦ノ俸給系統中其ノ該當スル俸給系統ノ職務ニ

準スヘク、基礎俸給カ國俸給令中ノ何レノ俸給系統ニモ該當セサルトキハ大藏大臣暫定的規定ヲ制定スルヲ得

第十二條 (一) 一九三四年度ニテ國ノ行政官廳ノ定員制アル下級及簡單ナル中級官職ノ定員ニ缺員ヲ生スルトキハ、不要ノ職員ヲ以テ補充スルカ又ハ轉任若ハ同一官職内ノ昇級ノ方法ニヨルノ外、其ノ九割迄ヲ待令手當受領者又ハ扶助請求権者中ノ適當ナル者ヲ以テ補充スヘシ、比較的中級ナル官職ノ缺員中五割ニ付キ又同シ、又右ニ段ノ任命制限ニ関スル規定ハ扶助請求権者ノタメ留保セラレタル官職ノ系統ノ定員制アル官職ニ付キテノミ之ヲ適用ス、右ノ制限ハ一九三〇年一月一日前既ニ定員外ノ職務ニアリシ者ヲ以テスル任命ニハ之ヲ適用セス

(二) 第一項第一段乃至第三段ノ規定ハドイツ國遞信事業ニハ左ノ割合ヲ以テ之ヲ適用ス

ア、下級官職ニテハ八割迄

イ、簡單ナル中級官職ニテハ九割迄

待命手當受領者及扶助請求権者中適當ナル者ヲ以テ之ヲ任命スルヲ要シ、尔余ノ二割及一割ハ定員制ナキ官職ニアル現在職員ヲ以テ之ニ充ツ

(三) 扶助請求権者ノ登録ナク、又謄本ニヨリ権利ヲ得ルコト能ハサルトキハ例外ヲ認ムルヲ得

第十三條 (一) 本年度豫算ニ計上セラレタル繰越シ得ヘキ歳出金額中左ニ掲フルモノハ相互ニ彼此流用スルヲ得

- ア、第十一門經常費第三款第三十六項中「ロ」及「ハ」ノ費額、臨時費第七款第三十七項中「イ」及「三」ノ費額
- イ、第十六門經常費第六款第一項中「イ」及「ト」ノ費額、經常費第六款第七項中「イ」
- 六款第二項中「イ」及「三」ノ費額

及「ロ」ノ費額、臨時費第七款第四項中「イ」及「ロ」ノ費額

ウ、第二十門經常費第二款第十四項中第四目及第六目ノ費額

(二) 第八門「ロ」國海軍ニ於テ艦艇建造費トシテ計上セラレタル費額ハ一九二九年度迄ニ其ノ財源ヲ切替セラレタル艦艇ニ関スル限り、相互ニ且既ニ豫算ニヨリ同一ノ目的ノ爲ニ切替ヲ經タル費額ト合シ流用スルヲ得、但シ新艦艇建造完成後三ケ年ヲ越ユルヲ得ス、砲門及水雷備装費ノタメ切替ヲセラレタル費額ニツキ又同シ、新建造完成ノ年度後ニ尚ホ水雷備装費ノ切替アリタルトキハ右ノ三ケ年ノ期間ハ最後ノ費額ノ割當テラレタル年度ノ経過セル時ヨリ之ヲ起算ス

第十四條 國豫算中物件費トシテ切替ヲ經タル費額ノ最後ノ一割ハ法律上ノ給付義務アルモノヲ除キ、大藏大臣ノ事前ノ同意ナクシテ之ヲ使用スルヲ得ス、尔余ノ費額ニ関スル豫算ノ執行及

附表

會計ノ經理ニ就テハ附表ニ定ムル施行規則ヲ適用ス

一九三四—三五年豫算概要（單位マルク）

項目	歳入	歳出	
		經常費	臨時費
國大統領	五、三〇〇	五九八、八〇〇	
國會議會	一三、三〇〇	七、六〇一、四五〇	六〇、〇〇〇
内閣首相官房	一五八、七五〇	三七、一九六、一五〇	
外務省	二、九六三、九〇〇	四九、四六六、七五〇	六五七、七〇〇
内務省	三、七四九、七〇〇	四三、四五五、四〇〇	三、九五六、八〇〇
啓蒙及宣傳省	二、三三四、二五〇	二七、五四五、三〇〇	六〇、三〇〇
經濟省	三、三四七、二五〇	一九、二六七、八〇〇	一六三、四六七、九〇〇
勞働省	三、三八七、四〇〇	一〇、一九八、三〇〇	三、三五〇

國防省	一、一三一八、八五〇	七〇六、一七九、三五〇	一八八、一四三、八五〇
司法省	一、五、六〇三、六〇〇	一、二、九三八、〇〇〇	一三三、八〇〇
食糧及農業省	一、二、四五三、三〇〇	一、一、四七〇、二一五〇	九二、四六二、〇〇〇
交通省	二、六、五四八、八〇〇	七、六、四五五、七〇〇	一、一九、九九四、五五〇
扶助及恩給		一、二、八〇〇、〇〇〇	
會計検査院	二〇八、一〇〇	二、六四一、一〇〇	
國債	二、七、二、三三、三五〇	五、七、八、四六〇、五〇〇	
大藏省	六、六、九五九、九〇〇	四、二、〇、八四八、六〇〇	一、三、九八二、八五〇
航空省	一〇、一、三五〇	一九、一、五八〇、二五〇	一八、六〇七、五〇〇
一般財務行政	五、六、三四、一二〇、〇〇〇	八、三〇、二四四、〇〇〇	
國運信事業	一、五、二、四五八、〇〇〇	二八、〇〇〇	
戰爭員担	八、三、七、四七、九〇〇	四、三、九、一四七、九〇〇	
計	六、四、五、八、二八、一、六〇〇	五、八、五、八、二、一、六五〇	六〇〇、〇六八、九五〇

以上の基礎条件に基き更に詳細に一九三四—三五年度の豫算の特徴を検討するに次の如し

(1) 国民経済振興の既定負担の織込

国民経済振興に要する経費は豫算法によるときは労働者の豫算に計上せらるべきものなるが、元来該省が豫算として右の振興費を計上するに當りては、労働雇傭費、住宅建設費等に於て之を爲す、而して既に述べたる如く、一九三四年度に割當られたる既定負担は、大億五千二百五十万マルクに上る

パーペン計画	一七五	百万マルク
ゲイレケ計画	七四五	
ラインハルト計画	九一〇	
租税証券(割増金を含む)	三一〇	
計	六五二・五	

然るに同省の歳出豫算を見るに、膨大なる既定負担を含みながら、次の如く一九三三年に比して、總括的には歳出の減少を示し居れり

項目	一九三四年度	一九三三年度	増減
労働本省	三〇三〇、六五〇 ^{マルク}	三〇〇五、一五〇 ^{マルク}	二五、五〇〇 ^{マルク}
社会保険	五二〇、八四五、五〇〇	五二一、七六六、一〇〇	九二〇、六〇〇
國保	一、九一三、六〇〇	一、八八五、五〇〇	二八、一〇〇
福利施設	一一九、五一八、六〇〇	二〇三、七三七、九〇〇	八四、二一九、三〇〇
労資関係監督官	二、三七二、八五〇	二、三四二、五〇〇	二、一三八、六〇〇
労働法労働保護	一八五、〇〇〇	一八八、六〇〇	三、六〇〇
労働保護博物館	九三、九〇〇	九九、二五〇	五、三五〇
國際労働事務局	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	—

項目	一九三三年度	一九三三年度	増減
失業救済、労働雇傭	二六四、八一三、五〇〇	—	(+) 二六四、八一五、〇〇〇
職業紹介、失業保険	—	五一九、八五〇、〇〇〇	(-) 五一九、八五〇、〇〇〇
住宅建設	五九七、一八八、八五〇	九八六、八五九、〇〇〇	(-) 三八九、六七〇、五〇〇
扶助事務所	四六三、二五一、〇〇〇	四六、八九一、六五〇	(-) 五六六、五五〇
國扶助裁判所	九七四、八〇〇	一一四、四三五〇	(-) 一六九、五五〇
計	一〇、一九、八三〇、三五〇	一、三九七、五二六、六五〇	(-) 三、七七、六九六、三〇〇

斯く労働省の経費の總額に於て、減少するの結果を示したることは、一見奇異なる現象の如くなるが、之に対してはトラー内閣は次の如く説明す、即ち國民經濟振興のために巨額の既定負担を一九三三年度に於て支出したることは事實なるも、一方其の振興策の結果、失業者は激減し従つて社會費の支出は著しく減少し、

殊に表に於ても明瞭なる通り、授職政策の徹底のために國職業紹介及失業保険局に対する國交付金は全然不要となりたることに起因す、換言すれば前年度に比し約四億の労働省豫算を、六億五千二百万マルクの既定負担を支出し乍ら、尚ほ節減し得たりしは、従来失業保険事業に対しては、國並國職業紹介及失業保険局若くは市町村等參與し居り、此の三者は法律上の立場に任りては夫々別個の主体なるも、經濟的意義に於ては統一的會計となりて失業者を扶助し居れるものなり、然るにヒトラー内閣に至り國庫は此の社會保険主体より脱し、他の主体にありて万一財源の不足を生じたる場合にありてのみ、其の不足額を交付すべき補充的なる地位に立てり、而して一九三三年以來の授職計画の實施に依りて、就業者は増加するに至り、その拵金收入の増大すると共に、反面よりせば失業者の減少となり、以て失業保険金給付額は遞減せら

此、職業紹介及失業保険局は歳入の不足を感ずることなく却つて歳入の剰余を生じ、自ら労働雇傭事業に投資參與し得るに至る。要するに國庫にありては最早同局に対し補助金を交付するの必要なきに至れるものなり、之れ一九三四年に於ける歳出減少最大要素たり、以上に依り吾々はトラノ内閣の財政上に於ける積極的政策の一端を見、その效果の既に具頭せられたるを知る、参考のため國職業紹介及失業保険局の最近に於ける歳入歳出の実績を示す。

國職業紹介及失業保険局の歳入歳出実績

(單位百万マルク)

年二二三九一		歳入	歳出	増減
第一四半期	第二四半期			
四六三・九	四二二・五	一、〇七二・三	五〇七・〇	四三・一
九八三・一	四二二・五	三二八・六	三六六・一	五六・四

(2) 再軍備費

一九三四年の豫算の特徴として指摘すべきものは國防豫算の膨脹なり、勿論廣議に解釈するときには、國防省、航空省の設置されたるは既に國防費の嵩みたることを過去の豫算に於て示すものな

年四三九一			年三三九一				年二二三九一	
第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	第一四半期	第二四半期
三七七・九	三七八・二	三七九・八	七六五・四	四〇九・七	四三八・二	四二一・六	九八三・一	四二二・五
三三八・〇	三二一・二	二七三・七	七九六・五	六一四・二	三三〇・六	三二九・五	一、〇七二・三	三二八・六
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
三九・九	五六・〇	一〇六・一	三一・一	二〇四・五	一〇七・六	九二・一	八九・二	九四・五

るが、一九三三年度に任りては、其の兩省の豫算其の他の項目に於て、國防費と見做さるべきものは、一九三三年に比し著しく増大せり、是等を如何に按配して歳入との均衡を維持せんとしたるやは、後に説明せんとする歳入問題及び歳入出の実績とに対照して論ずべきものなるが、不取敢ヒトラ一内閣の再軍備の状況を一九三三年と比較して次に示す。

項 目	一九三三年度	一九三三年度	増 減
國防省 豫 算			
經 常 費	七〇六、一七九、三五〇 <small>マルク</small>	五八四、一九六、四〇〇 <small>マルク</small>	(+) 一二一、九八二、九五〇 <small>マルク</small>
臨 時 費	一八八、一四三、八五〇	八六、九一七、七五〇	(+) 一〇一、二二六、一〇〇
航 空 省 豫 算			
經 常 費	一九一、五八〇、一五〇	七三、六七四、〇五〇	(+) 一七、九〇六、一〇〇
臨 時 費	一八、六〇七、五〇〇	四、六七四、四〇〇	(+) 一三、九三三、一〇〇

計	一般財務行政(突撃隊及義勇労働隊補助)	計	一般財務行政(突撃隊及義勇労働隊補助)
二五〇、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	(+) 二五〇、〇〇〇、〇〇〇	(+) 二五〇、〇〇〇、〇〇〇
一三五四、五一〇、八五〇	一三五四、五一〇、八五〇	(+) 六〇、五〇四、二五〇	(+) 六〇、五〇四、二五〇
七四九、四六二、六〇〇	七四九、四六二、六〇〇		

右に依るときは一九三三年度に於て新に計上されたるものは、突撃隊及義勇労働隊補助として一般財務行政費より支出せらるゝ、二億五千万マルクなり、其の他國防、航空兩省の經常臨時兩豫算共に増加し、全体にて実に大億五百万マルクだけ一九三三年度を超過せり、殊に注目すべきは各費目共に臨時費に於ける増加率の大なることにして、此の臨時費の増大は要するに新兵器の整備たる内容の充實のために支出さるゝものたることを示す、然らばヒトラ一内閣は此の増加せる豫算を如何にして捻出せるやの向題を爲すものなり、これに対して豫算上知り得べきことは、ヒトラ一内閣は失業扶助費、恩給費、公債費等の歳出節減及歳入不足補填

費を以てせり、即ち扶助及恩給費の項目にありては、次の表の如く一九三三年度に於て十三億一千万マルクに上りたるものを、十二億八千万マルクに切り下げて、約三十三百万マルクを節約せり。

項目	一九三三年度		増減
	一九三三年度	一九三四年度	
扶助及恩給	一〇三、八〇八、〇〇〇 ^{マルク}	九九、三三七、〇〇〇 ^{マルク}	四、四七一、〇〇〇
文官恩給	八八、六九三、〇〇〇	八八、六九三、〇〇〇	〇
新軍人恩給	一〇、九四七、〇〇〇	一〇、九四七、〇〇〇	〇
旧軍人恩給	一〇、九五二、七〇〇、〇〇〇	一〇、九五二、七〇〇、〇〇〇	〇
計	一、二八〇、〇二五、〇〇〇	一、二七一、三三〇、〇〇〇	八、六九五、〇〇〇

元来扶助及恩給の請求権者は主として世界大戦に出征したる将率及其の遺族にして、其の数は極めて多く給付額の増加は國家財政に對し重圧を加ふるに至れるものなり、これを節約する方法

は扶助及恩給請求権者の整理を断行するに非らずば實現せしむるを得ず、かくして先づ爲されたるものは既に社會政策の場合に説明せる如く再婚したる寡婦の除外、孤児恩給金受領年限の引下げにして、十八才を十六才となくして、其の数の制限を圖れり、一九三四年度豫算に於て扶助及恩給支出經費の節約されたるは、その該年金請求権者の数の制限の結果するものなり、試みに一九三四年迄に至る各年度に於ける年金請求権者の数を示せば次の如くにして、此の趨勢に於て今後は次第に其の数を減ずると共に經費も亦従つて節約せらるゝに至るものなるべし。

請求権者	一九二四年	一九二八年	一九三〇年	一九三四年
戦時負傷者	七二〇、九三一 ^人	七六一、二九四 ^人	八三九、三九六 ^人	八〇四、五〇四 ^人
戦死軍人寡婦	三七一、七九二	三七二、〇〇一	三七八、〇〇七	三七六、三一六

請求権者	一九二四年	一九二八年	一九三〇年	一九三四年
戦死軍人父母	一九三、九二一	二六、二二九	三六、四五二	三〇、九七五三
戦死軍人孤児	一、〇三一、四〇九	七九七、五三一	一九、五一八	一、四五、二三三

次は公債に依る歳入の増加とその償還費の節減に依れる財源捻
 出であり、此の同次の第一には一九二九年七分利付ヒルファデング
 公債の借換にして、該借換は一九三四年豫算法第五條に基くもの
 なるが、三億マルクの起債を爲したるため、一九三四年年度の豫算
 面にありては、償還は一九三三年度に比し約一億七千六百マルク
 の超過を示し居れるも、此の内にはヒルファデング公債の借換費
 を含むものにて、事実上は全体として公債借換のため歳入は増加し
 たるものなり、其の結果は一九三五年の豫算に依らざれば詳細に
 現はるゝを得ざるが、要するに一九三三年度は流動公債の運用に

依り歳出超過を補填したることは明かなり、第二はマルク公債の
 抽籤償還支拂の一部停止なり、従来右の償還は毎年一回なりしを
 豫算法第三條に基き年二回に分割すること、なし、更に一九三四
 年度に限りては、その二回の中一回だけ償還期限の到来せるもの
 とせり、此の爲に一九三三年度に比し約一億二千万マルクの節減
 を行ふを得たりしものなり、第三には右に類似したる処置として、
 一九三三年度の豫算に計上されたる過年度歳入不足額補填費一億
 マルクの支出を削除せり、此の削除の理由は、労働雇傭、軍備拡
 張等の緊急を要する歳出に比較するときは、歳入不足の補填軽減
 の如きは寧ろ二次的意義を有するものに過ぎずとのナチス的積
 極主義に依る財政方針に基くものなり、國債費の状況を一九三三
 年度に比較して示せば次の如し

國債費	一九三三年度	一九三三年度	増減
國債管理費	四、三三四、〇〇〇 <small>マルク</small>	四、四〇五、八〇〇 <small>マルク</small>	七一、八〇〇 <small>マルク</small>
特別國債事務費	八〇、八六〇	八一、三七〇	五、一〇〇
利子支拂	二〇三、九八〇、五〇〇	二〇〇、〇四五、〇五〇	三、九三五、四五〇
償還費	一九七、七九二、四〇〇	二二、一一一、九五〇	一、七七五、六八〇、四五〇
マルク公債償還費	一七一、五四五、〇〇〇	二九一、六五四、一〇〇	一、二二〇、一〇九、一〇〇
計	五七八、四六〇、五〇〇	五一九、〇三〇、六〇〇	(+) 五九、四二九、九〇〇

備考、國債費は歳計に於ては約五千九百万マルクの増加を示すも、この内にはビルファング公債の借換費を併せ考慮せば公債全体にて歳入増となる。以上によりて一九三三年度に於ける主なる歳入の説明及これが

補填処置につき概要を述べたるが、茲に於て最後に同年度の実績は如何なる状態とされるやを表に依りて示し簡單なる解説を爲すこととす。

一九三三—三三年度実績（單位百万マルク）

一歳入	一九三三—三三年度		計	一九三三—三五年度実績
	一九三三年度	一九三三—三五年度		
租税收入	五、〇八七、九	五、〇八七、九	五、〇八七、九	五、六三一、六
庫取得分	五、二四、二	五、二四、二	五、二四、二	四九一、八
國有財産收入	一五二、五	一五二、五	一五二、五	一五五、〇
國逋信事業印刷局益金繰入	一八、〇	一八、〇	一八、〇	一八、〇
発券銀行納付金	七〇、〇	七〇、〇	七〇、〇	七〇、〇
賠償金補填財源	二七五、〇	二七五、〇	二七五、〇	一、〇三九、六

過年度歳入不足	三總括	歳入不足	計	対外賠償	国内戦時賠償	ドレスデン銀行出資	脂肪価格調整	義勇労働	労働雇傭	小額利子所得者救済	社会保険	社会費
			六、四、五、八、三	一、四、〇、〇	二、九、九、二	一、〇、四、〇	六、六、〇	二、五、〇、〇	三、二、四、五	二、八、〇	五、二、〇、八	
			三、一、三、三		五、五、五		六、二、七		三、八、〇			
			六、七、七、一、五	一、四、〇、〇	三、五、四、七	一、〇、四、〇	一、二、八、七	二、五、〇、〇	三、六、二、五	二、八、〇	五、二、〇、八	
二、一、一、〇、〇		四、一、四、八	八、二、二、〇、九	二、一、八、四、八	二、九、七、五	一、〇、四、〇	一、四、〇、九	三、六、六、一	七、三、六、一	二、八、〇	五、二、八、二	

警察費邦交付金	各邦交付金	國債償還	利拂及 定期減債	國債費	物件費其の他	扶助恩給	俸給々々	二歳出	計	行政収入	一九三四-三五年度 前年度繰越	一九三四-三五年度 豫算	一九三四-三五年度 実績
一九〇、〇	三五〇、三	一七一、五	四〇、一、八		一、五、八、二、八 (二、五、三)	二、二、八〇、〇	七、四、九、四		六、四、五、八、三	三、三〇、七		三、三〇、七	四、〇〇、一
					一、五、六、三		〇、三						
一九〇、〇	三五〇、三	一七二、〇	四〇、一、八		一、七、三、九、一 (二、五、三)	二、二、八〇、〇	七、四、九、七		六、四、五、八、三	三、三〇、七		三、三〇、七	四、〇〇、一
二、一、四、三	二、四〇、二	一、八〇、六	三、九、五、七		二、八、二、六、六 (二、五、三)	二、二、五、七、七	七、二〇、二		七、八〇、六、一	四、〇〇、一		四、〇〇、一	四、〇〇、一

差 歳 入 不 足	次 年 度 繰 越	特 別 歳 計	普 通 歳 計	当 年 度 歳 入 不 足	國 庫 金 現 在 高	一九三四—三五年度豫算		一九三四—三五 年 度 実 績
						一九三四—三五 年 度 分	前 年 度 繰 越	
							計	
								三、一、三、三
								四、一、四、八
								〇、四
								二、五、二、九
								二、四、六、四、〇

右の表に依るときは、一九三四—三五年度の実績に於て、歳入不足はヒルファダング公債の借換により豫想せざる十億三千九百六十万マルクの収入あり、歳入実七十八億六百万マルクに上りたるに拘らず四億一千四百八十万マルクの歳入不足となり、更に過年度歳入不足を加算するときには二十四億六千四百方マルクの

赤字財政となりたるものなるが、これ等は事実上にありては赤字となるべきものに非らずして、ヒトラー内閣は公債の発行によりて之を補填し、換言すれば公債の累積を以て財政上の歳入不足を補ひつゝありたるものなり、是等の説明は公債の項に於て爲す豫定なり

一九三五—三六年度豫算

ヒトラー内閣の財政々策は歳入不足額は必ずしも租税収入により補填せず、これを公債の発行に俟ち、以て普通歳計に繰入れ経常的歳出に充當するの方針にあるものなることを、既に過去ニケ年の豫算の実績に於て知ることを得たり、即ち一九三四—三五年の差引歳入不足は二十四億六千四百方マルクの巨額に達したるも、國庫は之を公債によりて補填し、國民經濟の振興によりて將來租税の自然増収は実現し、且公債は次第に整理されつゝ行くも

のなりとの確固たる信念の下に歳入歳出の均衡を維持しつゝあり、
事実上においても租税の自然増収及公債借換消化の状態は一九三
四―三五年度豫算実績に於て示されたる如なり、然るに一九三五
―三六年度の豫算編成に當り、ドイツ政府はザール地方復帰の結
果、行政上の各種なる暫定的措置を爲すの必要ありとして、一九
三五―三六年度國豫算法を制定することなく單に豫算施行法を公
布したるのみなり、それ故数字上該豫算を説明することを得ざる
が左に豫算施行法を掲げ、之に基きたる解説を加ふることゝなす、

(四) 一九三五年度國豫算施行法

一九三五年三月二十九日

第一條 一九三五年度豫算法制定ニ至ル迄ハ國務ノ遂行及義務ノ
履行ニ飲ク可カラサル歳出ノ外之ヲ支出スルヲ得ス、財源ノ使

用方法及歳出ノ總額ニ関シテハ次ノ規定ヲ適用ス

一 各款項ニシテ政府ノ確定シ、又ハ確定スヘキモノハ法律ニ
ヨリ定メタルモノト看做ス
二 其ノ他大藏大臣ハ所管大臣ト協議ノ上、關係行政事務ニ関
シ必要ナル財源ヲ與ヘソノ使用ヲ決定スル権限ヲ有ス

第二條 國豫算中物件費トシテ一般使費ヲ經タル費額中、最後ノ
一割ハ法律ニ基ク給付義務アルモノヲ除キ、大藏大臣ノ事前ノ
承認アル場合ノ外之ヲ使用スルヲ得ス、其ノ他國豫算ノ執行及
會計ノ經理ニ関シテハ附録ニ定メタル施行規則ニ據ル

第三條 第八門^ロ、聯邦海軍ノ部ニ於テ艦艇建造ノ爲メ豫定セラ
レタル歳出財源ハ一九二九年度迄ニ使費セラレタル艦艇ニ関ス
ル限り相互ニ且既ニ過去ノ豫算ヲ以テ同一目的ノタメ使費セラ
レタル費額ト同シ、之ニ充ツルコトヲ得

但シ新造完了ノ時ヨリ三年ヲ超ユルヲ得ス。砲装及水雷裝備ノ
目的ヲ以テ採贊セラレタル歳出財源ニツキ又同シ、新造完了ノ
年度後ニ於テ尚水雷裝備ノ爲メ歳出財源ノ採贊セラレ居ル場合
右三ヶ年ノ期間ハ最後ノ費額ノ採贊セラレタル會計年度ヨリ之
ヲ起算ス

第四條 國保險令第一三八四條ニ基キ病疾保險主体ニ交付ス可キ
ニ億マルクノ國補助金ハ労働大臣ト協議ノ上大藏大臣ノ決定ス
ル金額迄之ヲ債務証書又ハ國庫証券ヲ以テ交付ス。債務証書又
ハ國庫証券ノ発行條件ハ労働大臣ト協議ノ上大藏大臣之ヲ決定
ス

第五條 坑夫組合年金保險ノ負担軽減及其ノ給付能力維持ノタメ
ニスル歳出財源ノ割當及使用ニ関シテハ大藏大臣ト協議ノ上劳
働大臣之ノ細則ヲ決定ス

第六條 一九三五年會計年度ニ於テハ左ノ條規ノ適用ナシ

ア、會計法第七十五條

イ、會計法中特別歳計ニ関スル規定

ウ、一九三二年五月一二日附債務銷却及信用調達権賦與法第二
條

エ、國保險令第二百五條ニ

第七條 (一) 既ニ大藏大臣ニ與ヘラレタル保証ノ権限ハ一九三五

年會計年度ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

(二) 大藏大臣ハ

ア、ドイツ外國貿易奨励ノ爲メニ億マルクヲ限り保証ヲナシ

イ、家畜及屠畜製品市場統制ノ爲メ三千万マルクヲ限り保証ヲ
ナシ

ウ、ドイツ羊畜飼養及羊毛製造奨励ノタメ八百万マルクヲ限り

保証ヲナシ

エ、鶏卵市場統制ノタメ、二千五百万マルクヲ限り保証ヲナシ

オ、牛乾酪及脂肪市場規制ノタメ、二千万マルクヲ限り保証ヲナ

シ

カ、麻浸漬所設立及経営信用ノタメ、五百万マルクヲ限り保証ヲ

ナシ

キ、土地改良ノ方面ニ於テ労働雇傭施設ノ奨励ノタメ、一億マル

クヲ限り保証ヲナシ

ク、一九三五年度中ニ政府ノ売却ス可キ國鐵道会社優先株ノ所

有者ニ対シテ年七分ノ配當ヲナスヘキ保証ヲナスノ権限ヲ有

ス

(三) 一九三一年三月一日附養地植民奨励法第一條ニ基ク新規

保証義務ノ最高額ハ一九三五年度ニ於テハ之ヲ七千五百万マ

ルクトス

(四) 一九三〇年一月一日附經濟及財政ノ安定ニ関スル大統領

令第七部第二章(小住宅建築ノタメノ保証引受ニ関スル規定)

第一條ニ基ク保証義務ノ最高額ハ一九三五年度ニテハ之ヲ一

億五千万マルクトス

(五) 國ノ保証スル債権カ外國本位貨幣ヲ以テ表示セラル、時、

當該ノ保証債務額ヲ保証権限賦與額ニ算入スルニハ、保証告

示前最近ニ発行セラレタル國官報及プロシア官報附録ノ課税

標準相場表ニ公表セラル、平均相場ニヨリ保証責任額ヲ國マ

ルクヲ以テ算出スヘシ、右ハ既ニ與ヘラレタル権限ニ基キ外

國本位貨幣ヲ以テ表示セラレタル債権ヲ保証スル場合ニモ之

ヲ適用ス

第八條 一九三五年度ニ於テハ國遞信事業ハ災害保險及廢疾保險

ノ保険料支拂及廢疾保険加入票ノ売却ノタメ、關係保險主体ヨリ補償金ヲ受ク、ソノ金額ハ大藏大臣及逓信大臣ト協議ノ上勞働大臣之ヲ定ム

第九條 (一) 一九三五年度中、國家行政官廳中下級又比較的簡單ナル中級官職ノ定員ニシテ缺員ノ生シタル時、不要ノ職員ヲ以テ、又ハ轉任ノ方法若ハ同一職務内ニ於ル昇進ノ方法ニヨリ任命セラレサル限り、少クモソノ九割迄ハ待命手當受領者又ハ扶助請求権者中適當ノ者ヲ以テ任命スヘシ、比較的高級ノ官職ノ缺員中五割ニツキ又同シ、(一)及(二)ノ任命制限ハ扶助請求権者ノタメ留保セラレタル官職ノ系統中ノ定員制アル官職ニノミ適用ス、右ハ一九三一年一月一日既ニ定員外タリシ官職ニアリシ者ノ任命ニ之ヲ適用セス

(二) 第一項ノ規定ハ國遞信事業ニ関シテハ次ノ如ク之ヲ適用ス

ア 下級官職ニ於テハ八割迄

イ 簡易ナル中級官職ニ於テハ九割迄

適當ナル待命手當受領者又ハ扶助請求権者ヲ以テ之ニ任スルコトヲ要シ、尔余ノニ、又ハ一割ニ関シテハ定員制ナキ職務ノ現在職員ヲ以テ之ニ當ツヘシ

(三) 扶助請求権者登録セラレス、且謄本ニヨリ權利ヲ得ルコト能ハサルトキハ例外ヲ認ムルコトヲ得

第十條 (一) 大藏大臣ハ各邦ノ官吏定員ヲ邦ノ歳計ヨリ國ノ歳計又ハ他ノ邦ノ歳計ニ移管スルノ権限ヲ有ス

(二) 前項ニ於テソノ地位ニ在ル官吏ヲ具ニ移管セル場合、石官更ハ會計年度末ヲ限リトシ後日法規ノ定メラル、迄在来ノ官名ヲ有シ、ソノ移管前ニ所屬セル邦ノ法律ニヨリ定メラレタル率ニ從ヒ基礎俸給ヲ受ク

第十一條 司法大臣ハ大藏大臣ト協議ノ上、各邦司法歳計中繰越可能ナル款項中、一九三四年度末ニ於ケル歳出残額ト同一款項ノ下ニ豫定セラレタル目的ノ爲メ國ニ対シ請求スル権限ヲ有ス

右ノ施行法に依るときは豫算編成上ノ方針は一九三四年度國際算法に基くものと同なるガ、歳出として計上すべきもの、内容は著しき変化あるを認むるを得、例へば大藏大臣の保証権限に於て、一九三四年度豫算に依るときは、外國貿易奨励のため一億マルクを保証限度とせるガ、一九三五年度に入りては外國貿易の振興に全力を注ぎその保証限度を倍加して二億マルクとせり、此ドイツの國內産業ガヒトラ内閣成立以來の努力により、金融及資本市場の改善並租税上の軽減其の他の結果により生産財及消費財共に活況を呈し、一面國際決済を良好に導かんとするの政策の具頭と見るを得べし、又農地植民奨励法による保証は一九三四年の

一億五千万マルクは一九三五年度にありては、逆に半減せられて七千五百万マルクとせり、これドイツ世襲農場法の效果の次第に現はれりと、失業者の授職はその緒に付き、農地への還元をそれ程必要とせざるに至れる結果なり、それ故その反面に於て、之等職を得たる労働者に対し住宅を供與するための小住宅建築のためめの保証引受は、一九三五年に於ては一九三四年度に比し二分の一を増加して一億五千万マルクに増額せり、而して全般的には社会施設的に要する経費は次第に節減せられ、寧ろ産業助長のため

の経費支出の増加せるを觀取するを得、即ち家畜及屠畜製品市場の統制費は一九三四年度の千八百万マルクは一九三五年度には三千万マルクとなり鶏卵市場統制費も亦前年の八百万マルクは二千五百万マルクへと増加せられ、更に前年度に於て計上せざりし羊畜及羊毛製造奨励のための八百万マルク、脂肪市場統制費三千万マ

ルク、織維工業のための五百万マルク、土地改良方面の労働雇傭施設費一億マルク等を新規に計上して保証し得ること、せり、右の豫算施行法を概括的に述べれば、要するに國政府の財政は國民經濟振興策の普及に依り、より積極的なる方針の下に編成さるゝに至れるものなるべし。又之れを實証するの統計を欠くを遺憾とす。

4. 財政と公債

ヒトラー内閣は歳入の不足を一時流動公債に依りて支弁し、後年度に於て租税収入より銷却するものなること、併しこれが銷却を行はざるの結果歳入不足は流動公債の形式に於て累積せられつあることを説明せり。それ故此の累積せられたる公債が財政上特に租税政策の上に如何に影響を及ぼすの結果となるやを検討するの要あり。今流動公債の各年度に於ける発行額を統計上より見る

ときは次の如く、各年度の歳入不足額と略々一致し居れるを得

	一九三三年三月末	一九三四年三月末	一九三五年三月末
歳入不足額	一、八八〇、〇〇 <small>百万マルク</small>	二、一〇〇、〇〇 <small>百万マルク</small>	二、四四〇、〇〇 <small>百万マルク</small>
流動公債	一、五一四、四	一、九三一、四	二、四〇四、四
内訳			
割引発行國庫証券			
支拂債務	六九四、一	一、一五二、二	一、六九六、二
保証債務	三〇七、〇	三二四、七	三七〇、一
國庫手形	四〇〇、〇	三九四、二	二七四、六
其の他の借入金	二六、七	二六、〇	六三、五
國銀行信用	八六、六	三四、三	

更に石の流動公債の外に、労働雇傭及再軍備のため特殊手形を發行し居れるが、該手形は國が中間銷却の債務となし居れるものにして、軍需手形は發行高不明なるが、労働雇傭のものは十八億八千八百万マルクに上り居れり、乍併之等は大体に於て労働國庫証券及租税証券が見返り担保となりて發行されたるものなるため、その計数は明瞭ならず、大体の傾向は次の数字に依り察知し得るに留まる。

	一九三三年三月	一九三四年三月	一九三五年三月
銀行引受手形	一、七〇四、三 <small>百万マルク</small>	一、六四一、八 <small>百万マルク</small>	一、一八五、〇 <small>百万マルク</small>
其の他の手形	六、七二五、七	七、六九八、二	九、〇五五、〇
計	八、四三〇、〇	九、三四〇、〇	一〇、二四〇、〇

右に示したる如く何れの莫よりするもビトラー内閣の下にあり

ては公債は次第に累積す。茲に於て是等公債を処理する方法講ぜられざるべからず、然るにナチスの主張たる増税排斥策よりするときは、之を他の方法に求むるにあり。特に短期債務の銷却及整理に焦眉の急なるものあり。此の莫は第几編金融政策の項に於て詳細に説明を試みたるを以て、此知に於ては單に方策の一般につき殊に財政上の関係よりの方面のみを解説する方針なるが、要するに、公債財源による積極政策に於ても自ら限度の存するものあり、その第一は直接國財政につきての影響にして、債務の利拂及償還は之を完全且確實に行ふを要し、是等は歳出を如何に節約するとともに公債政策を続行する以上は利拂、償還費及これに伴ふ諸經費支出は歳出上に計上せざるべからず、第二は起債市場に於ける消化力の限界なり、勿論石の如き限度は固定的若くは絶体的のものに非らず、經濟事情の变化等に依り限度に対する解釈を異に

するも、苟しくも限度の存在するものありとせば、歳計を改善し貯蓄を奨励し、以て積極政策に用ひたる支出の整理に努力すべきは當然なり、故にナチスの公債政策は先づ低金利政策をとりて國債の相場を昂め目利廻の低下すると共に貯蓄を奨励し、次いで借換工作により長期且低利債務となし、利拂と償還を容易ならしむるの方向に導くにありたり、一九三三年九月二一日附自治團體債務整理法、同年一〇月二七日附銀行法改正法は既に説明せる如く（第九編金融政策の項）之に關する準備立法にして、前者にありては地方自治体を圧迫し居れる市町村債務を、低利なる負債整理組合発行の四分利債に借換へて低金利の先鞭となし、後者にては國銀行の所謂市場操作を容易ならしめたるものにて、短期市場に存する資金をこれによりて長期市場に流動せしめ、且一方にありては國債の相場を維持し、特に動産貸付担保適格有價証券を發券

担保に加へたることに依り、準備と資金の供給を潤沢ならしむるに貢献せるものなり、以上の工作に依る國銀行の状況及長期資本市場の趨勢を表に依り示せば次の如し

國銀行狀況（單位百万マルク）

銀行券流通高	一九三二年末	一九三三年末	一九三四年末	一九三五年末
其の他即時拂債務	五四〇	六四〇	九八四	一〇三七
發券準備				
金	九八四	八〇六	三八七	八二
外國為替	一七二	一一四	九	五
小切手、手形	三、八〇六	三、二二六	四、〇六九	四、四九九
貸出	一七六	一八三	一四六	

有價証券投資	發券準備適格	其の他	
		三九八	一九三二年末
	二五九	三二二	一九三三年 二月末
	四四五	三一九	一九三四年 二月末
	三四八	三一五	一九三五年 二月末

長期資本市場

一相場	一九三二年末	一九三三年 二月末	一九三四年 二月末	一九三五年 二月末
大% 抵当証券	八二、二 ^{マルク} 一	九〇、一 ^{マルク} 〇	九四、四 ^{マルク}	(大月ヨリ 四%%) 九五、六 ^{マルク} 八
大% 地方債	七一、六 ^六	八六、八〇	九二、七	九三、五四
大% 國債	七七、六 ^四	九一、九 ^九	九二、二	九二、八〇
大% 社債	七六、八 ^二	八三、七 ^三	九四、〇	一〇、一 ^八 六
三利廻				

大% 抵当証券	大% 地方債	大% 國債	大% 社債
七、五 ^六	八、七 ^七	七、九 ^五	八、〇 ^七
六、六 ^七	六、九 ^〇	六、五 ^一	七、一 ^八
六、三 ^六	六、四 ^七	六、五 ^一	六、三 ^八
四、七 ^〇			

次いで公債の消化力涵養に関する諸工作行はれたり、これにつ
 きての一聯の立法は既に第九編に掲げあるも、主なるものを再録
 すれば、一九三四年三月二四日附購買力維持促進に関する法律、
 資本金社の六%以上に互る配当利益を公債ストックに投資せしめ
 んとする一九三四年三月二九日資本投資法及同年一月四日附公
 債基金法、並營業事務公表規定に依り貯蓄者の信用を高め、債務に
 比例する商業手形、國銀行担保貸付適格証券を準備せしめ公債消
 化能力を促進せしめんとする一九三四年一月五日附信用制度に
 関する法律等これなり、かくして是等は政府の他方よりする國民

経済振興策と相俟ち、貯蓄金庫以下の同種機関に於ける預金は、一九三二年末に於て百六十一億六千七百万マルクなりしもの、一九三四年末には百八十一億七千三百万マルクとなり、内貯蓄預金は一九三二年末の百四十一億二千二百万マルクは、一九三四年末にて百五十六億一千七百万マルクに達するの状況を呈するに至る。トトラノ内閣の公債累積は市場好轉するに至れば、何等の破綻を生ぜざるが如き観を抱かしめたり。それ故最後に政府として行ふべき処置は公債の借換に依る歳入増加と公債償還策なり。此の概要は前項歳入歳出及其の実績の説明の際に示したる如なるが、一九三四年度國豫算法に基き、大蔵大臣に対し起債の権限賦與せらるる爲め、愈々一九三四年六月一日四分利付公債を發行して、一九二九年の發行に懸り且一九三四年七月一日に償還期となれるにルファダング公債其の他の借換を断行せり。

其の主要項目を示せば次の如し、(詳細第九編)

借換の目的

- 一、一九二九—一九三四年七分利付(一九三一年一月八日六分に引下げあり)國債借換
- 二、一九二五年七月一六日新所有公債借換
- 三、新規國債起債

起債金額

- 一、一億五千万マルク
 - 二、七千五百万マルク
 - 三、七千五百万マルク
- 合計三億マルク

利率

四%とし、但附加利子の制度を設け、額面下買入銷却の結果生ずる節減額を以て所有者に配当す。一九三五年七月一日第一回の附加利子は、五三%とす、利廻は五、一七%

発行價格

- 一は百マルク、但五マルクの現金償還、
- ニは額面三百マルク及追加現金ニ三七五マルクの拂込に対し、百マルクの四分利付新國債を與ふ、即ちニ三七五%に當る、
- 三は九十五マルクの拂込

償還

一九三四年七月一日以降毎年一。%宛、額面下の場合には
買入銷却、額面を越ゆる時は抽籤償還

右借換公債の内にて一九二五年公債は償還請求権なき切換公債にして、一九二一年後に取得されたる旧マルク公債を千戦前マルク対一ライヒスマルクの割合にて切換へ、依りて國が賠償債務を履行完了するに至るまで、償還及利拂の必要なきものなり、然るに拘

らず今回の借換に於て利子及償還請求権附のものとなしたるは、該公債は他の一般旧公債と不均衡の地位にあり、且評價の基準をなしたため枚換の対象となり、他の國公債に対しても悪影響を及ぼす虞あるを考慮し、國債の地位を昂めんとする方針より該公債を整理せんとしたるものなり、以上の借換に依り公債整理の実績を見るに次の如し

	一九三三年 三月末	一九三四年 三月末	同 六月末	同 七月末	一九三五年 三月末
一九二九年公債	一八三、〇 百万マルク	一八三、〇 百万マルク	一六六、七 百万マルク	百 百万マルク	百 百万マルク
一九二五年公債	六四、四	六一四、三	六一、三	七三、七	七三、五
一九三四年 公債	一	一	一	三二、八、九	二九、六、五

斯くする内に第一回の借換に成功したるビトラー内閣は、一九

三四年度の末期に至り、即ち一九三五年一月五億マルクの新公債を發行して、流動公債及労働手形を整理し、以て労働雇傭計画を円滑ならしめ、且後年度豫算に対する既定負担の重圧を減少せしむるの財政上の処置を行ひたり、然かも該起債は一九三四年度内に前回のものと共に二回も行はれ、之等が公募に依らずして總べて貯蓄金庫の引受に依りたるは、一般市場を圧迫せざるの意圖を含むこと勿論なるが、ヒトラ一内閣成立以来國民經濟振興策に依り、國民の貯蓄が政府の起債を二回返も引受くるに至れる程増大せることを物語るものなり、石一九三五年一月公債の大要は下の如し

發行總額 五億マルク (引受貯蓄金庫)
 利率 四½% (利息計算は四六五%前公債に比し〇・五
 二%安)

發行價格 九八¼マルク

償還 毎年發行額の二%及銷却による利拂節約費を以て償還

拂込 一九三五年二月二〇日迄四〇%、五月一五日迄三〇%、八月一五日迄三〇%

これと同時に公債利子の引下工作は矢継ぎ早やに行はる、一九三五年一月二四日附信用機関の利子引下に関する法律等之れにて公私各機関の發行する公債を半ば強制的に四半に引下げしめ低利借換を爲し償還に便ならしむ、かゝる処置を講ずるためには大蔵大臣に自由なる起債権を賦與するの要あり、爲に一九三五年二月一六日「起債権賦與ニ関スル法律」を制定し、「大蔵大臣ハ總統兼内閣總理大臣カ大蔵大臣ノ申請ニヨリ定メタル額ノ資金ヲ信用ノ方法ニヨリ調達スルノ権限ヲ有ス」と規定して、總統の承諾を得

る場合は何時にても法律により包括的に與へられたる起債権を發
 動せしむること、せり。故に一九三五年以後の公債収入は、又其
 の償還の状況にありても、直接豫算上歳入歳出に計上せらるゝ以
 外は外部より之を正確に知るを得ざるの状態となりたり、唯だ知
 り得べきことは一九三五年以来数度に亘り發行せられたる公債及
 國庫証券等は其の收入を以て各種の補助金に交付充當せられたる
 と共に、残余は國庫手許金として保管充當せられたることとなり
 次にヒトラ一内閣成立以来の國債現在高を示す、而して茲に注意
 すべきことはドイツの統計は区々なるが下に示すものはドイツ統
 計年鑑に依れるものなり。

國債現在高

一切換公債	百万マルク			
	一九三三年 三月末	一九三四年 三月末	一九三五年 三月末	一九三五年 一月末
償還請求政府 其の他一九三四年 一月日前成立公債	三七九三〇	三六四〇九	三三二一三	三一九〇八
レンテン銀行貸上金	四二七〇	四〇八九	四〇八九	四〇八九
國銀行貸上金	一七八五	一七七五	一七六五	一七六五
一九三三年償還請求 附付ドイツ國庫証券	〇四	〇三	〇二	〇二
一九三三年國庫証券 (一九三五年満期)	一八、二	一〇、九	九、五	
市貨建國庫証券	四、四			
計	六二八、五	五九七、六	五九五、一	五八五、六
三内國債 (新規長期及 中期國債)				

一九三一年七% 国庫証券券	二一〇・〇			
一九三二年六% 国庫証券券	一五六・八			
一九三三年六% 国庫証券券	一六一・一			
一九三四年六% 国庫証券券	一七三・〇			
一九三五年六% 国庫証券券	一四三・〇			一四三・〇
一九三二年五% 国庫証券券	一五七・〇			一一八・二
一九三三年四½% 国庫証券券				
一九三四年四½% 国庫証券券		一一二・四		一〇八二・八
一九三五年四½% 国庫証券券				
一九三三年四% 労働国庫証券券				
一九三三年四% 国庫証券券		八四一・〇		七一七・六
一九三四年四% 国庫証券券				
一九三四年四% 国庫証券券		二八・〇	四七・八	九八・三

一九二七年公債	五〇〇・〇	一九三四年三月末	五〇〇・〇	一九三五年三月末	三四五・八	一九三五年一月末	三四五・六
一九二九年七%公債	一八三・〇	一九三四年三月末	一八三・〇	一九三五年三月末			
一九三〇年五%公債	三四三	一九三四年三月末	三三・八	一九三五年三月末	三三・二		三三・〇
一九二八年登録公債	一〇四一・五	一九三四年三月末	一〇一・二四	一九三五年三月末	九七八・〇		九七九・〇
一九三〇年登録公債	二三二・八	一九三四年三月末	二一七・一	一九三五年三月末	二〇〇・八		一八七・四
義勇労働登録公債	〇・五	一九三四年三月末	三・二	一九三五年三月末	五・四		六・一
一九三四年四%公債		一九三四年三月末		一九三五年三月末	二九六・五		二九七・〇
一九三五年四%公債		一九三四年三月末		一九三五年三月末	五〇〇・〇		七九六・七
同上(第二回)		一九三四年三月末		一九三五年三月末			二六五・〇
一九三二年六% 公債	四九三	一九三四年三月末	四六・一	一九三五年三月末	四二九		四一・〇
一九二九年七% 国庫証券券	一五二・四	一九三四年三月末	二七七・九	一九三五年三月末			
一九三〇年七% 国庫証券券	一七一・一	一九三四年三月末		一九三五年三月末	一一六・六		

一九三五年四%	国庫証券	計	二七五、一	三、五九六、六	四、三五六、四	五、六八〇、〇	七、九〇〇
四、内国債(短期国際)	割引発行	支拂債務	六九四、一	一、一五二、二	一、六九六、二	一、九三二、六	
保証債務	計	三〇七、〇	三二四、七	三七〇、一	四二一、七		
國庫手形	計	四〇〇、〇	三九四、二	二七四、六	四〇〇、〇		
其の他借入金	計	二六、七	二六、〇	六三、五	五六、六		
國銀行信用	計	八六、六	三四、三		三八、七		
五、其の他の内国債	計	一、五一四、四	一、九三一、四	二、四〇〇、四	二、八四九、六		
償還請求権なき切換公債	計	六四一、四	六一四、三	七三五、五	六九七、七		

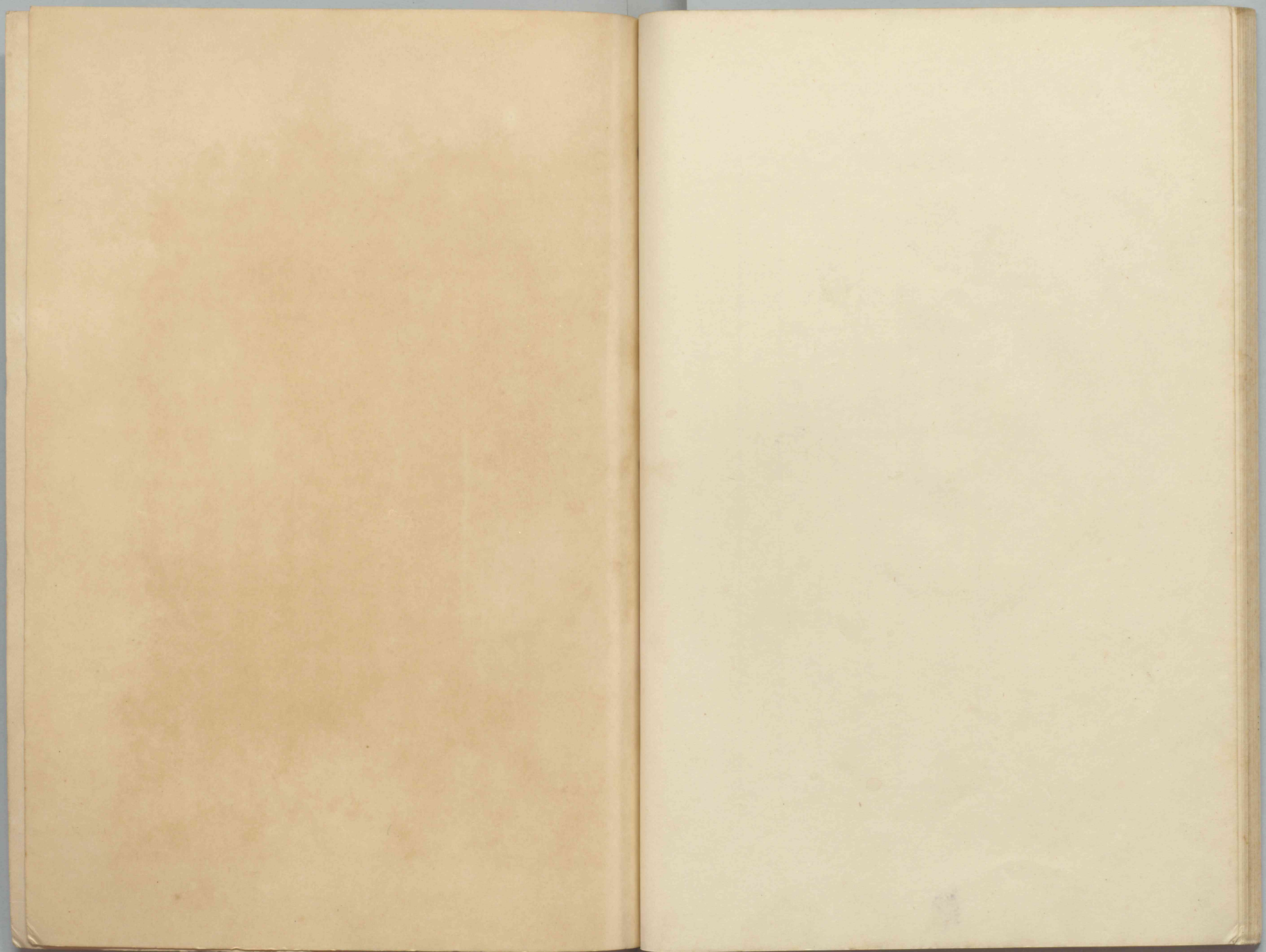
流通租税証券	計	四七、九	一、三六二、五	一、一七九、九	八九〇、七
国銀行証券	計	二〇、〇	六〇〇、〇	五四七、一	四〇九、八
内国債合計 (一九三五)	計	九、八二〇、三	一、二、三四三、三	一、二、四七八、七	一、三、六七六、二
六、外 國 債	一九二四年ドル公債	六九五、八	四一〇、三	三七〇、四	三六一、二
一九三〇年五% マンダラ公債	一九三〇年六% クロイグー公債	一、三五六、七	一、〇四五、〇	一、〇〇八、六	一、〇〇二、六
短期拂國債	計	四二九、四	二五六、六	八二、四	三四、一
計	計	三、〇〇二、九	二、〇二六、二	一、七七七、〇	一、七〇三、九
國債總計	計	一、二、八二二、二	一、四、三六九、五	一、四、二五二、七	一、五、三三八、一

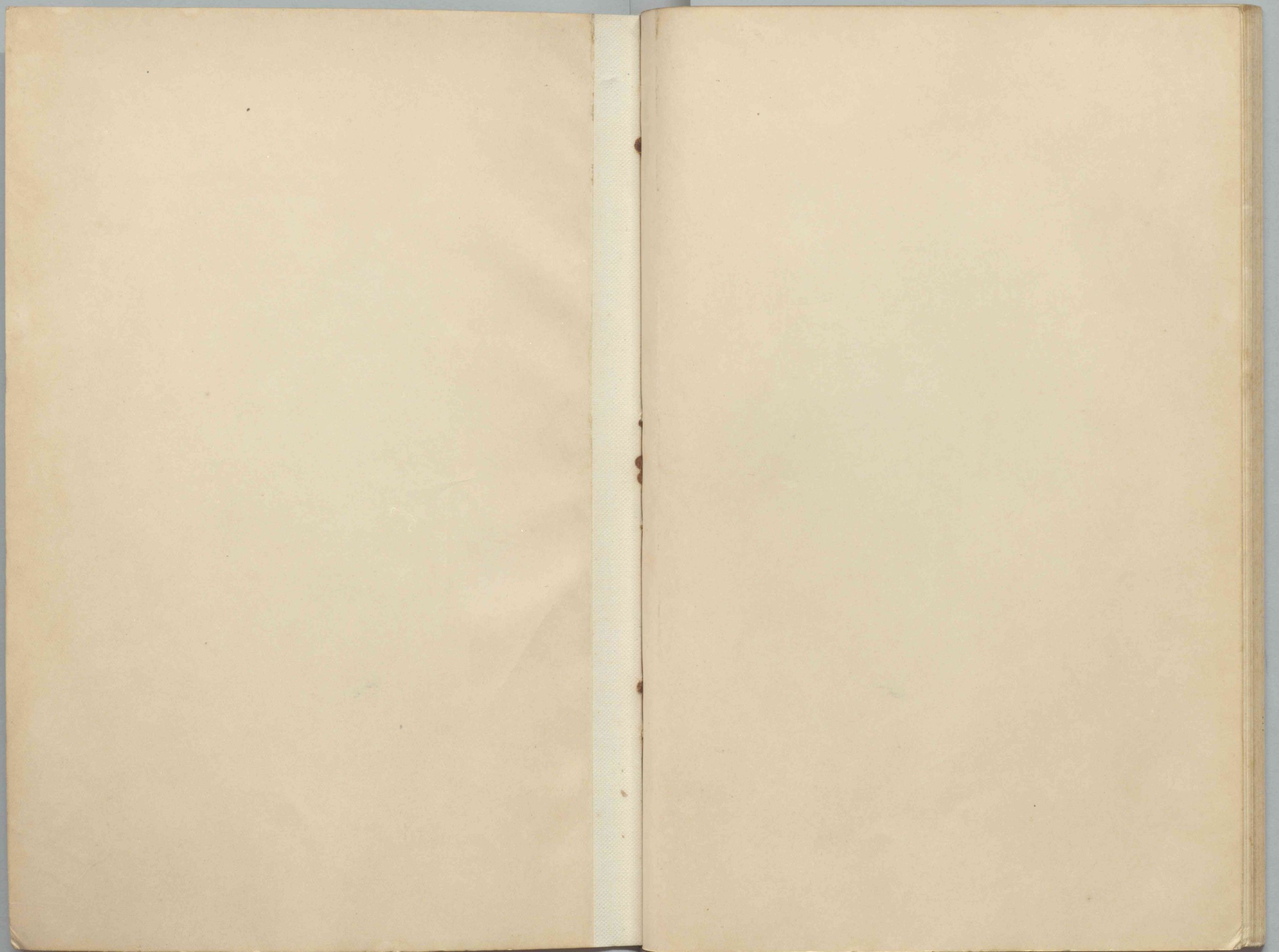
之を要するにヒトラ内閣の公債政策は一九三五年度一月末
 末に至る迄の間に於て、公債は一九三三年三月末に比し、約二十

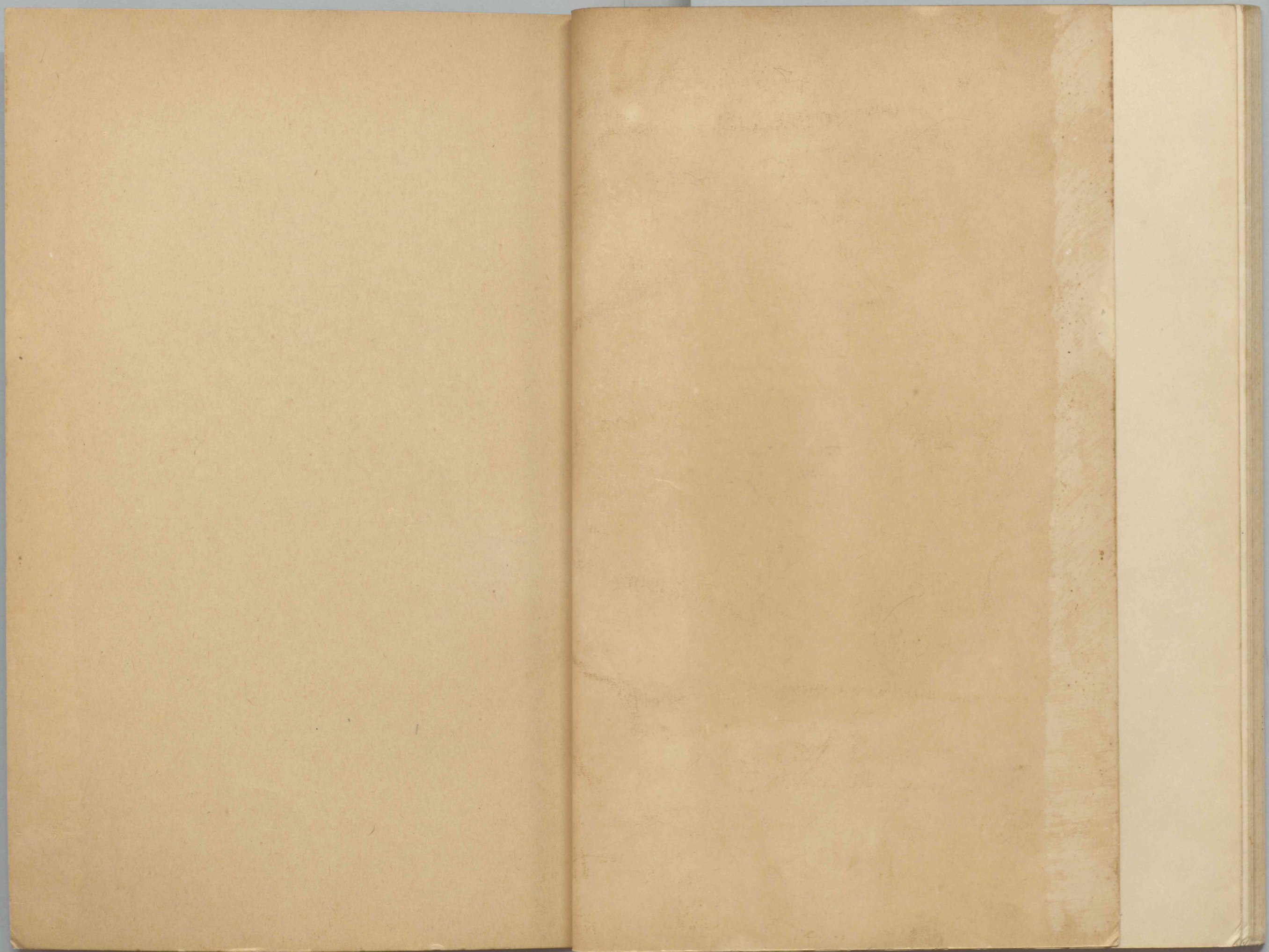
五億五千七百万マルクを増加したるとは謂へ、其の内容を見る時は外國債は一億九千九百万マルクの減少にて、増加したるものは主として内國債に於て三十八億五千六百万マルク増加せるに起因す。右は總括的觀測なるも公債の償よりせば非常に改善せられ居り、借換によりて七%乃至は六%の公債及國庫証券は極度に減し四%程度のもものと集中せられ、然か短期國債は大体に於て長期國債へと切換られたるため、國債費支出は次第に財政上の重圧とならざるの状態へと推移しつゝ、あるものなり、
 以上に於て財政上の基礎となるべき諸事情を説明せるが、次に中心問題たる租稅政策の説明に入ることゝなす。

ドイツの財政に関する立法一覽表

年月日	法律名	摘要
一九三三、三、三〇	國豫算施行法	
一九三三、六、二八	一九三三年度國豫算法	
一九三四、三、二三	一九三四年度國豫算法	
一九三五、三、二九	一九三五年度國豫算施行法	
一九三五、二、一六	起債權賦與ニ関スル法律	







甲

群馬県立図書館



0706401-7